

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

建築物事業登録営業所講習会資料

（建築物空気環境測定業）

（建築物環境衛生総合管理業）

平成 26 年度



東京都健康安全研究センター

目 次

第1章 大気環境に係る最近の話題（PM_{2.5}など）	5
第2章 建築物衛生法に関する話題（平成23年度以降）	
1 ホルムアルデヒド測定器の変更	25
2 水道水質基準の見直し	26
第3章 建築物事業登録制度について	
1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要	29
2 建築物事業登録制度	32
3 登録基準（建築物空気環境測定業）	37
4 登録基準（建築物環境衛生総合管理業）	40
5 各種届出	49
6 立入検査結果（建築物空気環境測定業）	51
7 立入検査結果（建築物環境衛生総合管理業）	53
第4章 様式例	
1 新規・再登録申請に関する書類	59
2 変更届・廃止届	90
3 備えておく帳簿書類	94
窓口・問い合わせ先	98

第 1 章

大気環境に係る最近の話題 (PM2.5 など)

大気環境に係る最近の話題 (PM2.5など)

平成26年11月28日
東京都環境局環境改善部
大気保全課

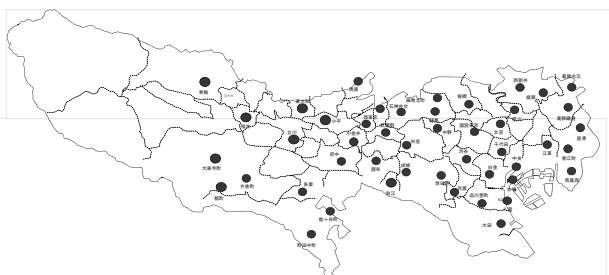
目 次

- ① 大気汚染の監視体制
- ② 東京都の大気の状態
- ③ PM2.5対策
- ④ 光化学スモッグ被害の防止
- ⑤ 大気汚染対策・規制の概要

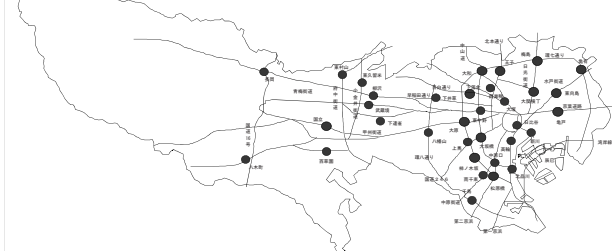
① 大気汚染の監視体制

東京の大気汚染常時監視測定局

一般環境大気測定局(47か所)



自動車排ガス測定局(35か所)



バックグラウンド局

(1か所: 檜原村)

立体測定局

(1か所: 東京タワー)

○ 一般環境大気測定局

一般的な大気環境を把握するために配置（住宅地等）

○ 自動車排出ガス測定局

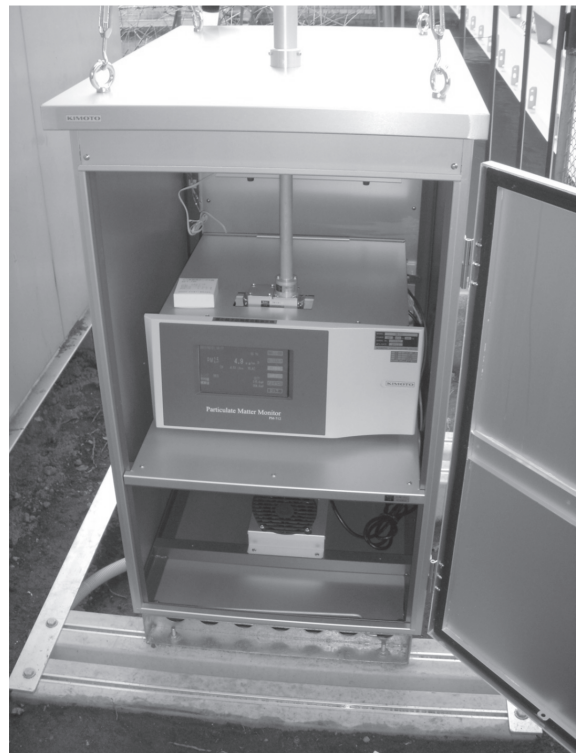
1 沿道局

地理的条件、自動車交通量、大型車混入率、周辺建物状況を勘案し、道路の類型化を行い、類型の代表として配置

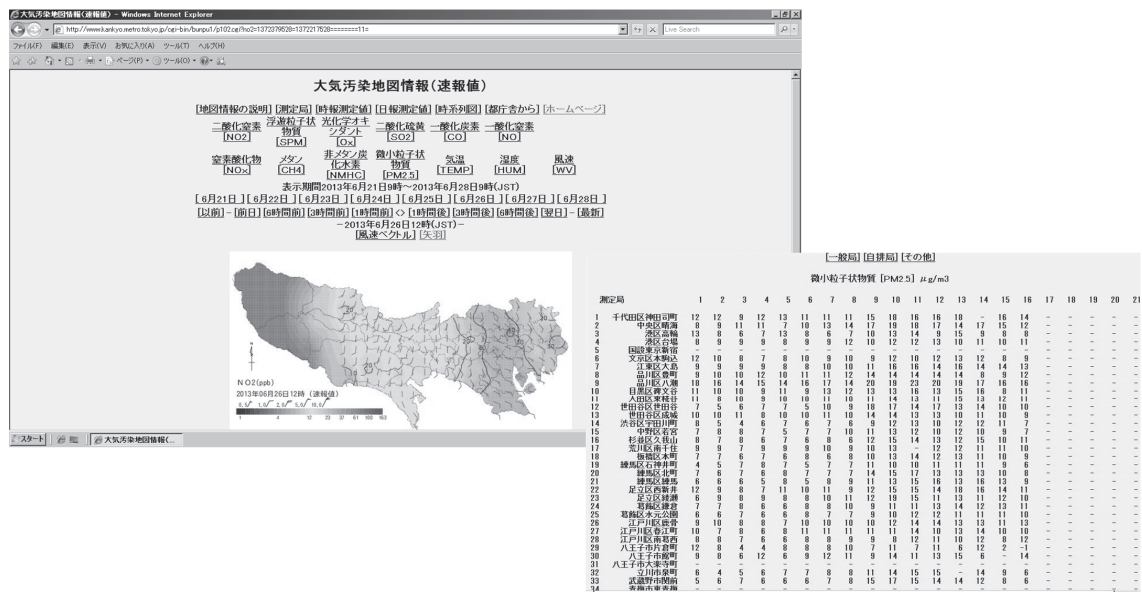
2 重層局など

平面道路と高速道路とが重層構造となる地点など、高濃度汚染が出現する地点に配置

PM2.5測定機



大気汚染地図情報(ホームページ)

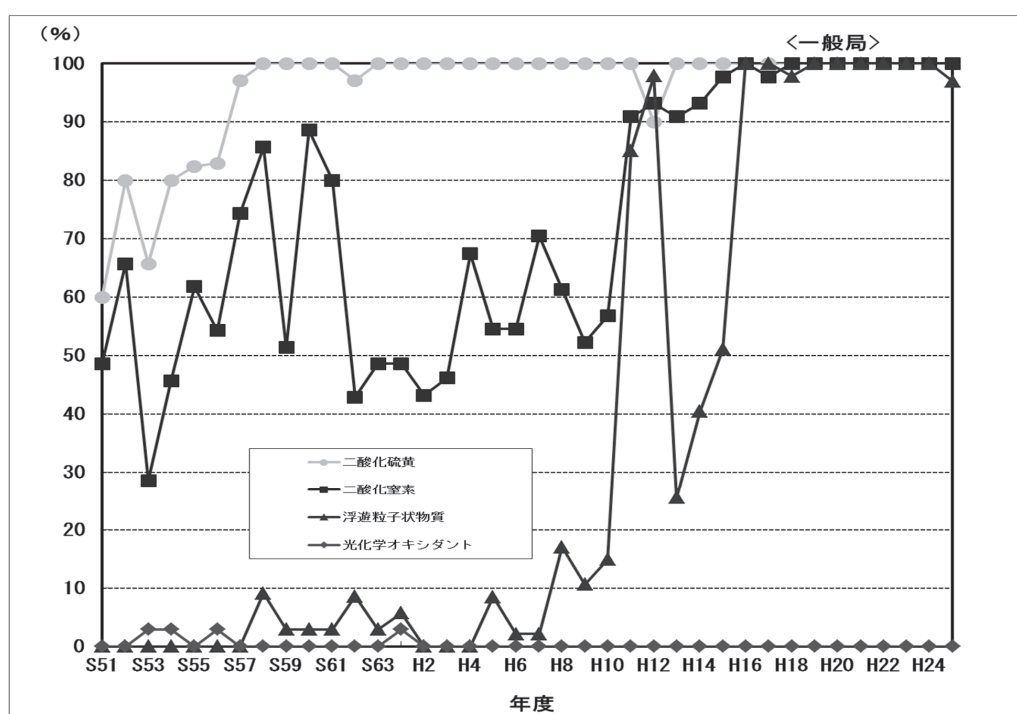


大気汚染物質の年平均濃度及び 環境基準達成状況（2013年度）

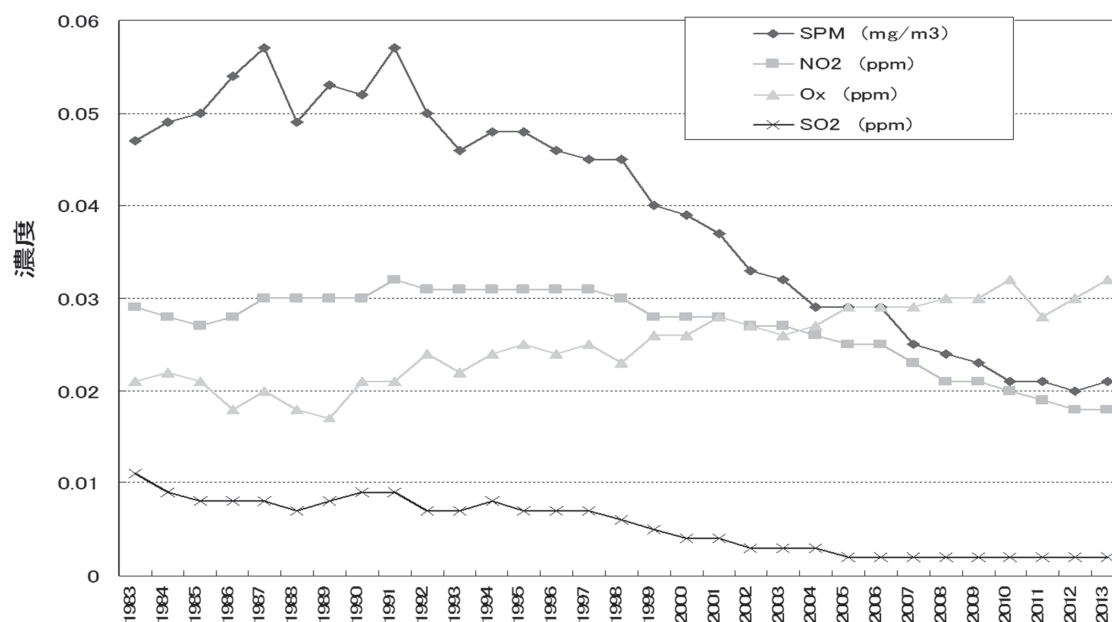
物質名	環境基準	一般環境大気測定局（一般局）			自動車排ガス測定局（自排局）		
		年平均濃度	適合局数 ／ 測定局数	適合率	年平均濃度	適合局数 ／ 測定局数	適合率
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1日平均値 0.04 ppm 1時間値 0.1ppm	0.002	20／20	100%	0.002	5／5	100%
浮遊粒子状物質 （SPM）	1日平均値 0.10 mg/m ³ 1時間値 0.20 mg/m ³	0.021	46／47	98%	0.023	33／35	94%
二酸化窒素（NO ₂ ）	1日平均値 0.06 ppm	0.018	44／44	100%	0.026	33／35	94%
微小粒子状物質※ （PM _{2.5} ）	1年平均値 15 μg/m ³ 1日平均値 35 μg/m ³	15.8	3／45	6.7%	16.7	0／35	0%

※ 光化学オキシダントの環境基準はすべての測定局で達成していません

大気汚染物質の環境基準達成状況の推移

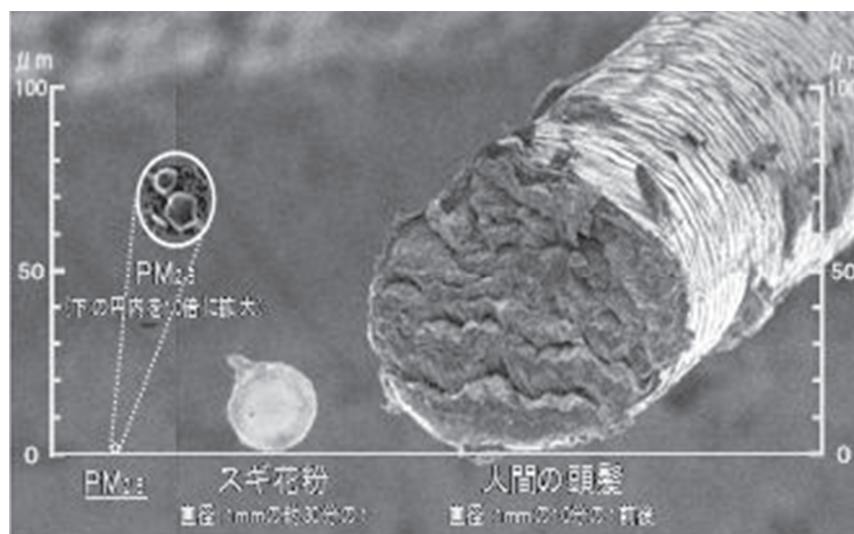


大気汚染の推移(一般環境大気測定局)



③ PM2.5対策

微小粒子状物質(PM2.5)の形状



PM2.5とは、大気環境中の粒子状物質のうち、
粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の微小粒子

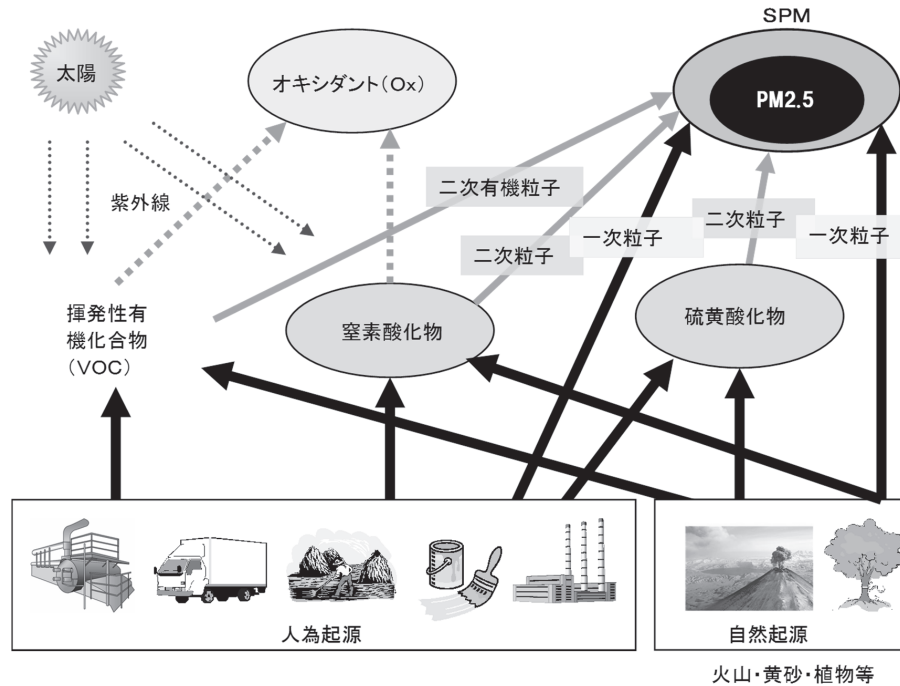
PM2.5測定機の整備(東京都)

項目	年度					
	～2008	2009	2010	2011	2012	2013
PM _{2.5} の環境基準制定 (国)		★ (9月)				
独自モニタリング*1 (東京都)	4地点 (2001年度開始)	→				
法律に基づく常時監視*2 (東京都)				28 地点	56 地点	81 地点

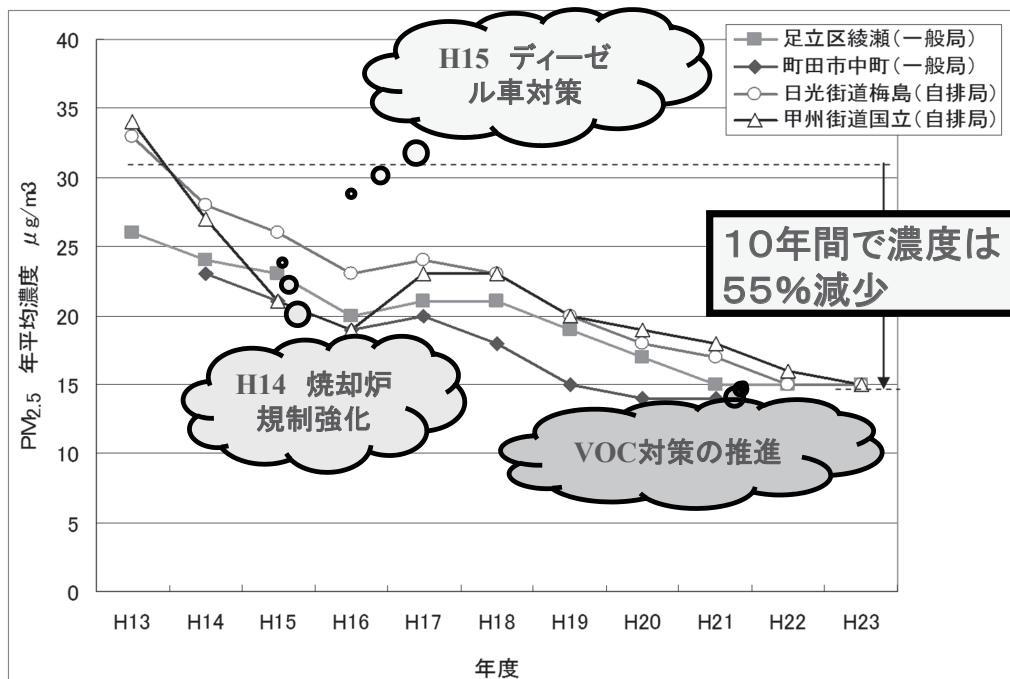
*1 東京都独自のモニタリングは、暫定測定法による連続測定。

*2 国の標準測定法による連続測定。

PM2.5の生成メカニズム

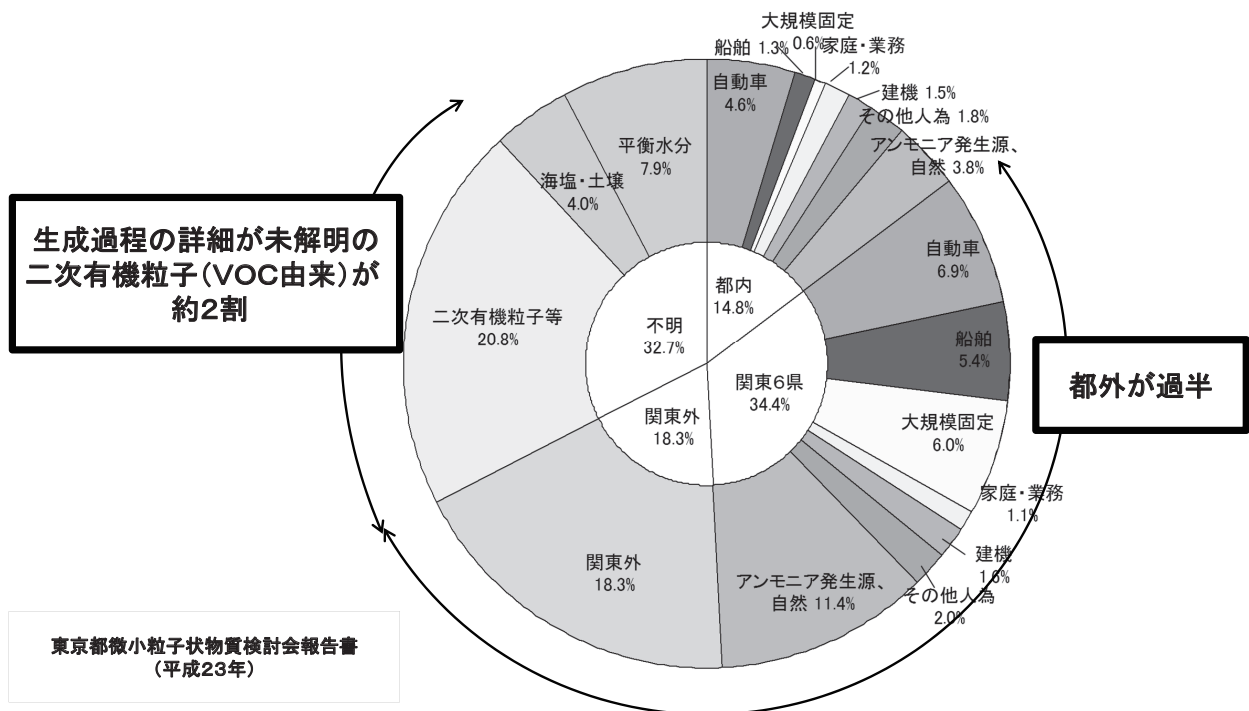


微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化



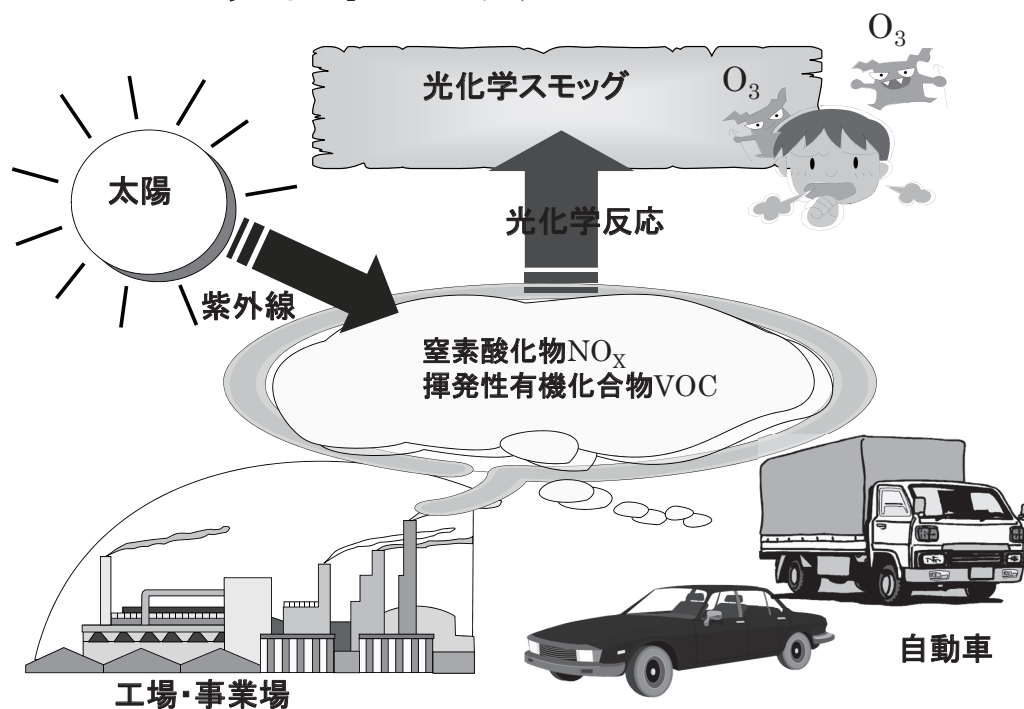
※ 標準法とは異なるため測定結果はやや低めとなる

PM2.5の発生源寄与割合



④ 光化学スモッグ被害の防止

光化学スモッグのメカニズム



光化学緊急時の役割

- ・ データの監視
- ・ 気象情報に基づく状況把握と予測
- ・ 発令、解除
- ・ 周知(テレホンサービス※、FAX、メール登録)

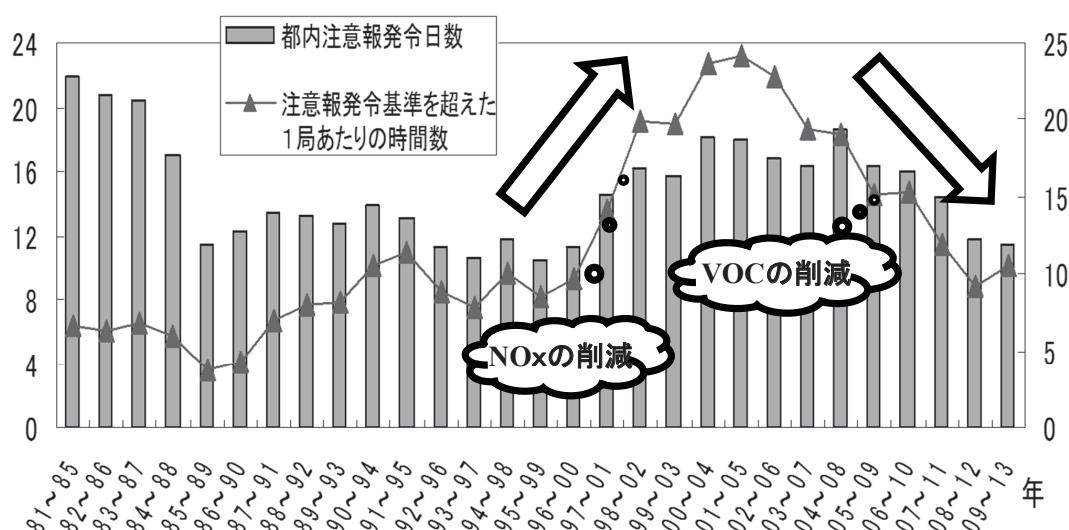
※ 03-5320-7800

緊急時基準および措置（光化学スモッグ）

段階	発令の基準	措置（注意事項）	
		緊急時協力工場・事業場	一般
予報	気象条件から高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減協力要請	屋外にはなるべく出ない。 屋外運動は差し控える。 被害にあったときは保健所に届け出る。
注意報	オキシダント濃度0.12ppm以上でその継続が認められるとき	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	
警報	オキシダント濃度0.24ppm以上でその継続が認められるとき	通常の燃料使用量より40%程度削減勧告	
重大緊急報	オキシダント濃度0.40ppm以上でその継続が認められるとき	通常の燃料使用量より40%以上削減命令	

※ 緊急時協力工場・事業場：定格能力1時間当たり1kL以上（重油換算）の工場、事業場
揮発性有機化合物（VOC）を排出する大気汚染防止法対象工場

光化学スモッグ注意報発令日数と1局あたりの超過時間数 （5年移動平均）

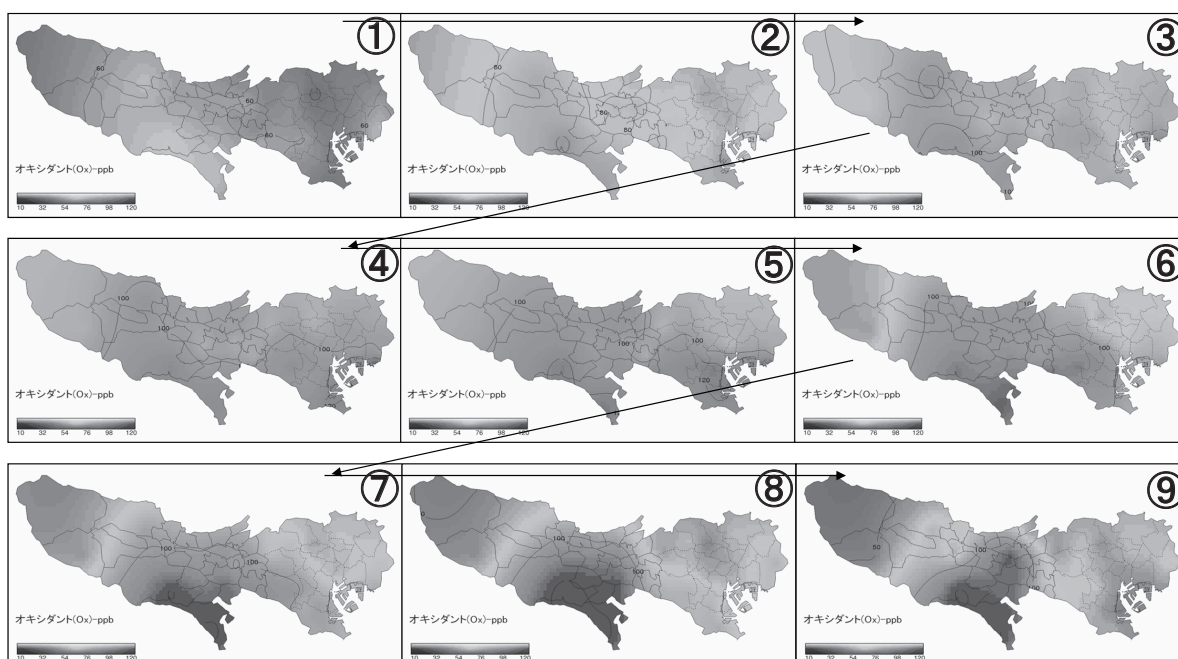


予報、注意報、警報の発令及び解除



オキシダント濃度の時間変化

(10:00~18:00)



⑤ 大気汚染対策・規制の概要

これまでの主な大気汚染対策(1)

○ 工場のばい煙対策

- ・ 電力会社との公害防止協定（1968年）
⇒ 超低硫黄原油の使用
- ・ 重油の硫黄分規制の導入
(1971年東京都公害防止条例)
- ・ NO_xの上乗せ規制 (2001年東京都環境確保条例)

○ 清掃工場の排出ガス対策

- ばいじん（PM）除去効率のより高い設備を導入
(2000年 ダイオキシン類対策特別措置法)

これまでの主な大気汚染対策(2)

○ 自動車の排出ガス対策

- ・石油連盟等の協力による低硫黄軽油の前倒し供給
(2003年～)

- ・ディーゼル車排ガス規制の開始
(2003年東京都環境確保条例)

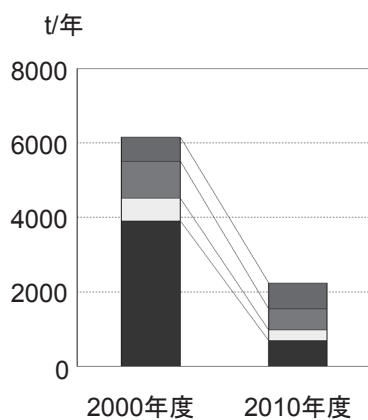
使用過程車も含む走行(流入)規制 (一都三県で同時実施)

○ VOC(揮発性有機化合物)対策

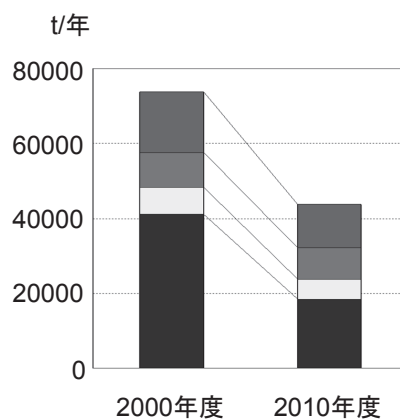
大気汚染防止法による規制及び事業者の自主的取組の推進等 (2006年～)

大気汚染物質排出量

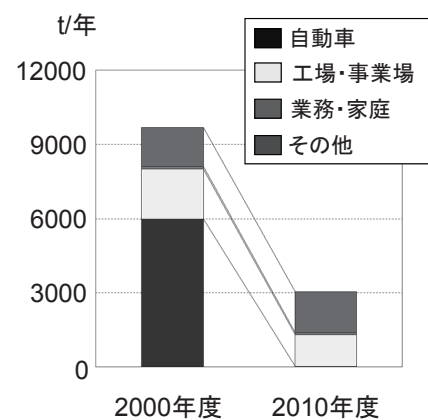
硫黄酸化物(SOx)



窒素酸化物(NOx)



粒子状物質(PM)



工場・事業場における規制

規制の3本柱： 排出規制／総量規制／燃料基準

	大気汚染防止法	環境確保条例	要綱による指導
SOx	・排出規制(K値規制) ・総量規制	燃料基準	
ばいじん (PM)	濃度規制	・濃度規制上乘せ基準 ・集じん装置設置義務	
NOx	・濃度規制 ・総量規制	・濃度規制上乘せ基準 ・小規模燃焼機器設置努力義務 ・地域冷暖房指定基準	・NOx 削減指導要綱 ・低NOx・CO ₂ 小規模燃焼機器認定要綱

SOx規制(1)

1 排出規制(K値規制)

排出口における濃度基準ではなく、発生源周辺の地上における最大着地濃度が一定の濃度になるよう係数(K値)を設定し、K値を満足するよう排出量を管理する手法。

最大着地濃度は有効煙突高さ(※)の二乗に反比例

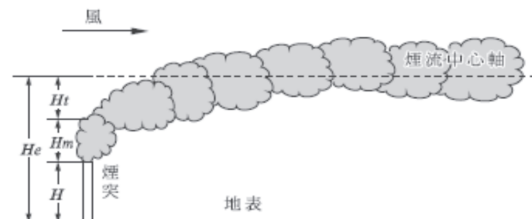
$$\rightarrow \text{許容排出量 } q \text{ (m}^3\text{/h)} = K \times 10^{-3} \times (\text{有効煙突高さ } He)^2$$

(※)有効煙突高さ He: 排出速度・温度等により決まる見かけ上の煙突高

地域と設置年月日により設定。

【新設の基準】

特別区・武蔵野市・三鷹市・狛江市等	1.17
八王子市・立川市・町田市・日野市等	6.42
奥多摩町・檜原村等	17.5



SOx規制(2)

2 総量規制

- 対象地域 特別区および隣接5市
- 対象事業所 ①定格燃料使用量合計 300 L/h 以上
②定格燃料使用量合計 100 L/h 以上かつ通常燃料使用量合計 2000 L/d以上

3 燃料基準(東京都環境確保条例)

300 L/d 以上の液体燃料を使用する工場・指定作業場は基準に適合する燃料を使用しなければならない。

地域区分と燃料使用量により、燃料中硫黄分の基準値を設定

地域区分	昭和51年8月1日前に設置			昭和51年8月1日以降に設置		
	300ℓ/日以上 500ℓ/日未満	500ℓ/日以上 2,000ℓ/日未満	2,000ℓ/日以上	300ℓ/日以上 500ℓ/日未満	500ℓ/日以上 2,000ℓ/日未満	2,000ℓ/日以上
千代田区、中央区	0.5 以下	0.3 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.1 以下	0.1 以下
港区、新宿区、文京区、渋谷区、豊島区	0.7 #	0.4 #	0.3 #	0.5 #	0.2 #	0.2 #
台東区、墨田区、江東区	0.7 #	0.5 #	0.4 #	0.5 #	0.4 #	0.3 #
品川区、大田区	0.7 #	0.6 #	0.5 #	0.5 #	0.4 #	0.3 #
目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、練馬区	0.7 #	0.7 #	0.6 #	0.5 #	0.5 #	0.4 #
板橋区、北区、荒川区、足立区	0.7 #	0.5 #	0.4 #	0.5 #	0.4 #	0.3 #
葛飾区、江戸川区	0.7 #	0.6 #	0.5 #	0.5 #	0.5 #	0.4 #
武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、西東京市(旧保谷市の範囲)	0.8 #	0.7 #	0.6 #	0.5 #	0.5 #	0.4 #
その他の市町村	1.0 #	1.0 #	0.8 #	0.8 #	0.8 #	0.5 #

NOx規制(1)

1 濃度規制

排出口における排ガス中NOx 濃度を標準酸素濃度に換算して規制する手法

(例)ボイラーのNOx 基準値 (東京都内の新設基準)

	標準酸素濃度	大気汚染防止法 (伝熱面積10m ³ 以上)		環境確保条例	
		最大定格排ガス量	法基準値	重油換算燃焼能力	上乘せ基準値(特別区)
ガス専焼ボイラー	5 %	10,000 m ³ 未満	150 ppm	100 L/h 以上	45 ppm
液体燃焼ボイラー	4 %	10,000 m ³ 未満	180 ppm	100 L/h 以上	50 ppm
固体燃焼ボイラー	6 %	5,000 m ³ 未満	350 ppm	対象外	

ボイラー、常用発電(ガスタービン、ガス機関、ディーゼル機関、ガソリン機関)に大気汚染防止法の上乗せ基準が設定されている。

NO_x規制(2)

2 総量規制

- 指定地域：特別区および隣接5市※

※ 武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、西東京市のうち旧保谷市の区域

- 対象：特定工場・事業場（定格原燃料使用量1kL/h 以上）

3 要綱による総量規制

- 指定地域：特別区、市（あきる野市は旧秋川市の区域に限る。）及び瑞穂町

- 対象：特定工場・事業場（定格原燃料使用量1kL/h 以上、Sox総量規制対象でNox総量規制対象外の施設）

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度(1)

小規模燃焼機器の設置努力義務(東京都環境確保条例)



業務用小規模ボイラー等のうちNO_x、CO₂発生量が低減化された優良機器を認定、推奨する制度

窒素酸化物の認定基準値

機器の種類	方式	認定基準(O ₂ 0% 換算)
小型ボイラー類 (伝熱面積10m ³ 未満)	ガス燃料	60 ppm 以下
	液体燃料	80 ppm 以下
内燃機関類	ガスヒートポンプ (燃料消費量5L/時未満)	12モード100 ppm 以下
	コージェネレーションユニット (発電能力が5kW以上)	150ppm以下

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度(2)

● 認定制度の推移

- ・ 低NO_x認定制度発足(1989年2月)
- ・ 効率(低CO₂)の基準を追加(2009年3月)、
- ・ コージェネレーションシステムを追加(2013年3月)



低NO_x・超高効率認定シール



低NO_x・高効率認定シール

低NO_x型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省)でも低公害機器を推奨(平成21年)

光化学オキシダント・PM2.5対策

- O_xやPM2.5の生成・消失メカニズムの解明
研究や測定データの解析
- 主要な原因物質の1つであるVOCの削減
 - ・ 塗料を製造メーカーと塗料を使用する建設業界と連携した低VOC製品の利用拡大に向けたルールづくり
 - ・ 近隣縣市と共同でVOCが揮発しやすい夏季の排出抑制を事業者に促す取組(立入指導、リーフレット等)
- 自動車排ガス対策、固定発生源対策、国際協力等

第 2 章

建築物衛生法に関する話題 (平成 2 3 年度以降)

- 1 ホルムアルデヒド測定器の変更
- 2 水道水質基準の見直し

1 ホルムアルデヒド測定器の変更

建築物衛生法で定められた室内空気中におけるホルムアルデヒド量の測定器*が下表のとおり変更されました（平成 23 年 8 月 8 日厚生労働省告示 282 号による。）。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 号の表第 7 号の下欄の規定に基づき、厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件（平成 15 年厚生労働省告示第 204 号）

指定番号	型式	製造者等の名称
1501	FP-30	理研計器株式会社
1502	710	光明理化学工業株式会社
1503	XP-308B	新コスモス電機株式会社
1504	91P	株式会社ガステック
1505	91PL	株式会社ガステック
1506	TFBA-A	株式会社住化分析センター
1601	IS4160-SP(HCHO)	株式会社ジェイエムエス
1602	ホルムアルデメータ htV	株式会社ジェイエムエス
1603	3 分測定携帯型ホルムアルデヒドセンサー	株式会社バイオメディア
1604	FANAT-10	有限会社エフテクノ
1901	CNET-A	株式会社住化分析センター
1902	MDS-100	株式会社ガステック
2301	FMM-MD	神栄テクノロジー株式会社

2 水道水質基準の見直し

(1) 水質基準値（トリクロロエチレン）の変更（平成23年4月1日施行）

「水質基準に関する省令」が改正され、平成23年4月1日より、「トリクロロエチレン」に係る水質基準について、「0.03 mg/ℓ以下であること。」から「0.01 mg/ℓ以下であること。」に改正されました。

(2) 飲料水水質検査方法の改正（平成24年4月1日施行）

飲料水水質検査の方法※が改正され、平成24年4月1日より、採水から試験開始までの期間が明確化されました。主な項目の採水から試験開始までの期間は下表のとおりです。

※水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件（平成15年厚生労働省告示第261号）

項目	期間
濁度、色度、pH 値、味、臭気	12 時間以内
一般細菌、大腸菌	12 時間以内（従来どおり）
消毒副生成物 ^{注1)} 、塩化物イオン（イオンクロマトグラフ法）、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	24 時間以内
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	72 時間以内
重金属 ^{注2)} 、塩化物イオン（滴定法）、蒸発残留物	2 週間以内

注1) 消毒副生成物とはトリハロメタン類等を指し、項目や試験方法によって期間が異なるものがあります。

注2) 重金属とは鉛、亜鉛、鉄、銅及びこれらの化合物を指します。

(3) 水質検査項目（亜硝酸態窒素）の追加（平成26年4月1日施行）

「水質基準に関する省令」が改正され、平成26年4月1日より、特定建築物の水質検査項目に「亜硝酸態窒素」が追加されました（基準値は「0.04 mg/ℓ以下」）。

この改正により、特定建築物が6月以内ごとに行う水質検査の項目は、15項目が16項目になります。また、水質検査の結果が基準に適合している場合に次の検査で省略できる項目には該当しないので、今までの10項目が11項目になります。

第3章

建築物事業登録制度について

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要
- 2 建築物事業登録制度
- 3 登録基準（建築物空気環境測定業）
- 4 登録基準（建築物環境衛生総合管理業）
- 5 各種届出
- 6 立入検査結果（建築物空気環境測定業）
- 7 立入検査結果（建築物環境衛生総合管理業）

1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要

(1) 目 的（法第1条）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律は、多数の人が使用又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項を定めることによって、その建築物の衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としています。

(2) 特定建築物の定義（法第2条、法施行令第1条）

特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、旅館、店舗、事務所、学校の用途に供される部分の延べ面積が 3,000 m²以上（学校教育法第1条に規定する学校では 8,000 m²以上）の建築物をいいます。

(3) 建築物環境衛生管理技術者（法第6条）

特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、その特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。ただし、すでに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者に選任されている場合は、原則として、選任することができません。

また、都道府県知事の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者・実施者との兼任もできません。

(4) 建築物環境衛生管理基準（法第4条・都の指導基準）

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等についての建築物環境衛生管理基準を定めています。

また、東京都では、地域特性を踏まえ、法令等に定めるもののほか、独自に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」を定め、その中で「建築物環境衛生管理指導基準」を設けています。

建築物衛生法第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」と、東京都の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」で定める「建築物環境衛生管理指導基準」を31ページの表1に取りまとめました。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱(抜粋)

(建築物環境衛生管理指導基準)

第2 知事は、特定建築物の監視、指導に当たっては、法令等に定めるもののほか、必要に応じ別に定める建築物環境衛生管理指導基準に従って指導するものとする。

建築物環境衛生管理指導基準

1 空気環境の定期測定の方法については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。

なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。

2 飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。

また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。

3 飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。

また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内に1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。

4 排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。

5 ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。

表 1 建築物環境衛生管理基準

		実 施 回 数 等	
		施行規則（厚生労働省令）等	東京都の指導基準等
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回)	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の校正	
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施	
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施	
給水・給湯管理（飲用・炊事用・浴用等）	貯水（湯）槽の清掃	1年以内ごとに1回実施	
	水質検査	①6月以内ごと実施 (16項目、11項目) ②毎年6～9月に実施 (消毒副生成物12項目) ③地下水等使用施設：3年以内ごと実施 (有機化学物質等7項目)	「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告を行う。
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	
	防錆剤 せい の水質検査	2月以内ごとに1回実施	
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 (pH・臭気・外観・残留塩素) 2月以内ごとに1回実施（大腸菌・濁度）	
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 (pH・臭気・外観・残留塩素) 2月以内ごとに1回実施（大腸菌）	
排水管理		排水槽等の清掃は、6月以内ごとに1回実施	排水槽の清掃は、4月以内ごとに1回以上実施する。 グリース阻集器は使用日ごとに捕集物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う。
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大掃除を定期的に統一的に実施	
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回（特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回）、定期的に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	生息状況等の点検を毎月1回以上実施し、その状況に応じた適切な防除を実施する。

2 建築物事業登録制度

(1) 事業登録制度の法制化及び改正

特定建築物における、清掃や飲料水貯水槽清掃、飲料水水質検査及びねずみ昆虫等の防除などの維持管理は、特別な機械器具を使用し、作業方法についても十分な知識や経験が必要とされます。このため建築物の所有者自らが管理を行うよりも、業務の一部を専門の業者に委託する状況が多くなり、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者に対しても、より適切な業務の遂行能力が求められるようになってきました。

このような事情を背景に、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的として、建築物の環境衛生上の維持管理を業とする 6 業種について、都道府県知事の登録制度を設けるなど、建築物の衛生的環境の確保に関する法律の改正が行われました（昭和 55 年 5 月 10 日公布、同日施行）。

その後、20 年以上が経過し、建築物の環境衛生管理の技術的水準の向上や専門化などを背景として平成 13 年 12 月に法改正が行われ、新たに 2 業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管清掃業）の追加と、1 業種（建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業）の変更等が行われました。また、併せて登録要件の追加、変更も行われました（平成 13 年 12 月 14 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行）。

(2) 事業登録制度の概要

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けるか否かは任意とされています。したがって、登録を受けなくとも、その業務が制限されることはありません。但し、登録を受けた事業者は、登録の表示ができる一方、登録を受けない事業者は、登録又はこれに類似する表示を行うことが禁止されています。

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備、事業に従事する者の資格及びその他の要件が一定の基準を満たしていることが必要となります。

この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます（図 1）。

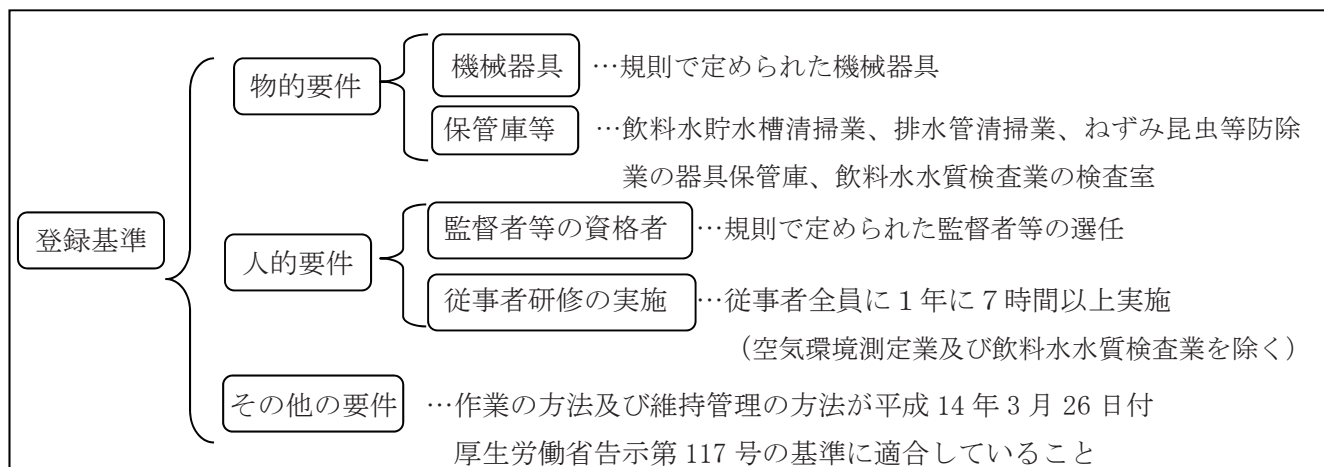


図1 登録基準の要件

ア 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありません。ただし、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

なお、登録申請は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に行い、東京都では、東京都健康安全研究センター 広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生係が窓口となっています（98 ページ参照）。

イ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から 6 年間です（表 2）。この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受けなければなりません。

有効期間が近づいている営業所は、有効期間が終了する前に、余裕を持って再登録申請の準備を行うようにしてください（50 ページ参照）。

なお、有効期間を過ぎた後に申請した場合は、再登録申請とはならず、新規の登録申請の扱いになります。それまでの登録番号は使用できなくなり、新たな番号へと変更されることになります。

表 2 登録番号と有効期間の例

	例 1	例 2	例 3
登録番号	東京都 59 空第〇〇〇号	東京都 26 総第〇〇〇号	東京都 20 空第〇〇〇号
有効期間	平成 26 年 10 月 2 日から 平成 32 年 10 月 1 日まで	平成 26 年 9 月 28 日から 平成 32 年 9 月 27 日まで	平成 20 年 9 月 2 日から 平成 26 年 9 月 1 日まで
説 明	昭和 59 年に初めて登録を受けて、その後登録を重ねている営業所です。	平成 26 年に初めて登録した営業所です。	新たな登録を受けていない場合は、登録営業所ではありません。

ウ 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所について、登録事業者である旨の表示を行うことができます。一方、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われますから、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできません。

登 録 表 示 （ 例 ）

- 良い例 → 登録建築物空気環境測定業、東京都〇〇空第〇〇〇号
- × 悪い例 → 認可、許可、東京都指定空気環境測定業

エ 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容について表 3 に示しました。

表 3 登録業種

業 種		業 務 内 容
1 号	建 築 物 清 掃 業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
2 号	建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
3 号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4 号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5 号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6 号	建 築 物 排 水 管 清 掃 業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7 号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8 号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

オ 業種別の登録営業所数

東京都における、業種別の登録営業所数は次のとおりです（表４）。

表４ 業種別の登録営業所数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	414
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	177
建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	28
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	51
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	940
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	178
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	312
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	344
合 計	2,444

※登録営業所の一覧（所在地、名称、電話番号等）については、
当課ホームページで公開しています。

(URL:http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/)

カ 作業監督者等の兼務の禁止について

登録業種の種類に関わらず、登録申請の際に、監督者等の選任をしていただいています。以下（ア）～（ウ）のいずれの場合についても、当該の登録事業に専念していただくという点から、監督者等として選任することはできません（兼任は認められません）（図 2）。資格者本人に確認し十分に注意して申請を行ってください。（次ページ「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について 2 留意事項」を確認してください。）

- （ア）同じ業種について複数の営業所を登録し、その中の一つですでに監督者等として登録されている場合
- （イ）他の業種で監督者等として登録されている場合
- （ウ）建築物環境衛生管理技術者として選任されている場合

※「監督者等」とは申請時に選任が必要な資格者のことで、業種ごとに異なります（表 5）。

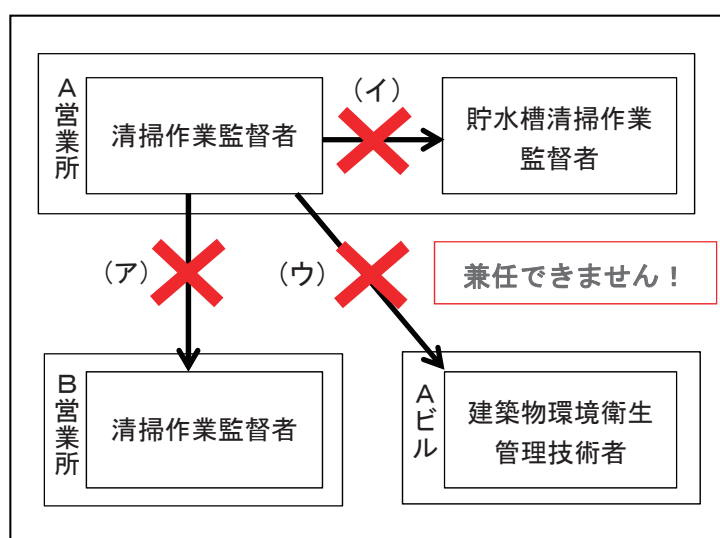


図2 兼任禁止についてのイメージ図

表5 各業種における「監督者等」の説明

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	清掃作業監督者
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	空気環境測定実施者
建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクト清掃作業監督者
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	水質検査実施者
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	貯水槽清掃作業監督者
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	排水管清掃作業監督者
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	防除作業監督者
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（抜粋）

（平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 留意事項

(1) 登録業全体について

- ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。
- エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできないものであること。
- オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。
これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

3 登録基準（建築物空気環境測定業）

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります。（他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。98 ページ参照）

（１）機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）

次の機械器具を有すること

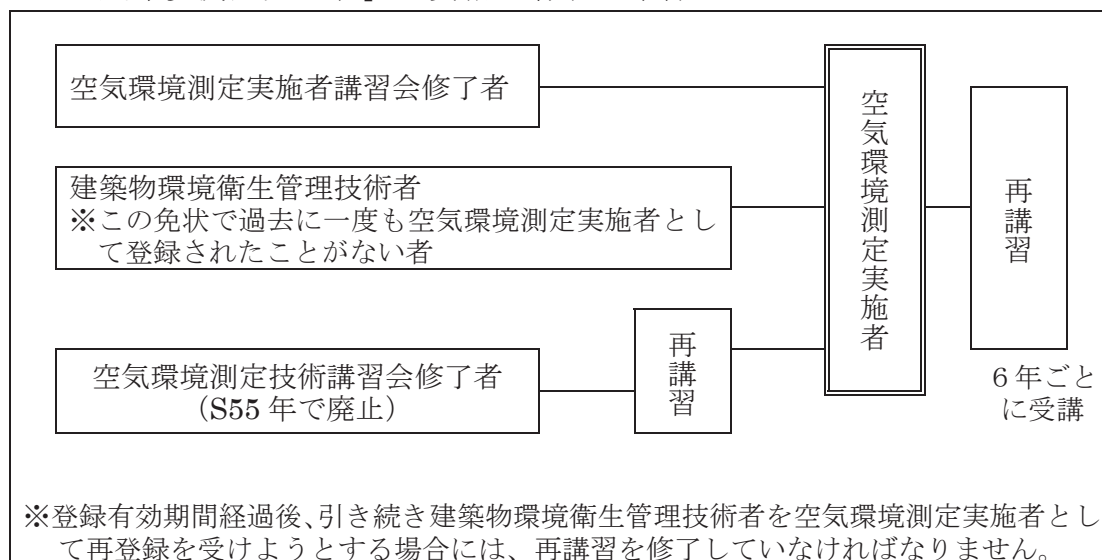
- ア 浮遊粉じん量測定器
- イ 一酸化炭素検定器
- ウ 二酸化炭素検定器
- エ 温度計
- オ 乾湿球温度計
- カ 風速計
- キ 測定に必要な器具

（２）事業に従事する者の資格に関する基準(人的要件)

ア 空気環境測定実施者

営業所に、空気環境測定実施者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません（35 ページ、図2 参照）。

※「空気環境測定実施者」の資格を有する条件



**（３）作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準
（その他の要件）**

作業方法や機械器具等の維持管理方法が平成 14 年 3 月 26 日付厚生労働省告示第 117 号「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」（以下、「告示第 117 号」という。）の基準にすべて合致している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるために、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第 117 号の基準にすべて合致することを確認してください。

○厚生労働省告示第117号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（抜粋）

第二 規則第二十六条第三号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空気環境の測定は、規則第三条の二第一号※に定める方法に準じて行うこと。
- 二 空気環境の測定の結果を五年間保存すること。
- 三 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
- 四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一及び三に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。
- 五 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

※ 参考

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

（空気環境の測定方法）

第三条の二 令第二条第一号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該各号の右欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集－高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

4 登録基準（建築物環境衛生総合管理業）

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります。（他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。98 ページ参照）

（１）機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）

次の機械器具を有すること

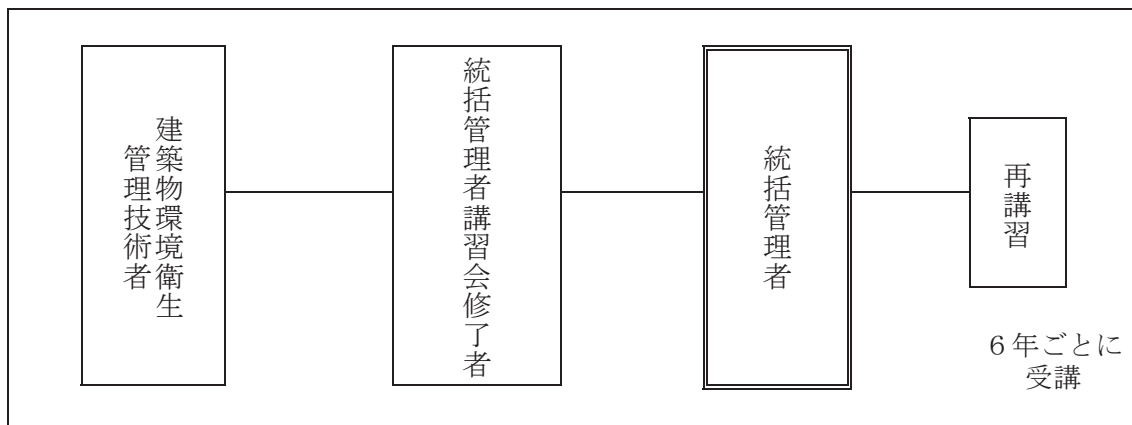
- ア 真空掃除機
- イ 床みがき機
- ウ 浮遊粉じん量測定器
- エ 一酸化炭素検定器
- オ 二酸化炭素検定器
- カ 温度計
- キ 乾湿球温度計
- ク 風速計
- ケ 測定に必要な器具
- コ 残留塩素測定器

（２）事業に従事する者の資格に関する基準(人的要件)

ア 統括管理者

営業所に、統括管理者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この統括管理者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません（35 ページ、図 2 参照）。

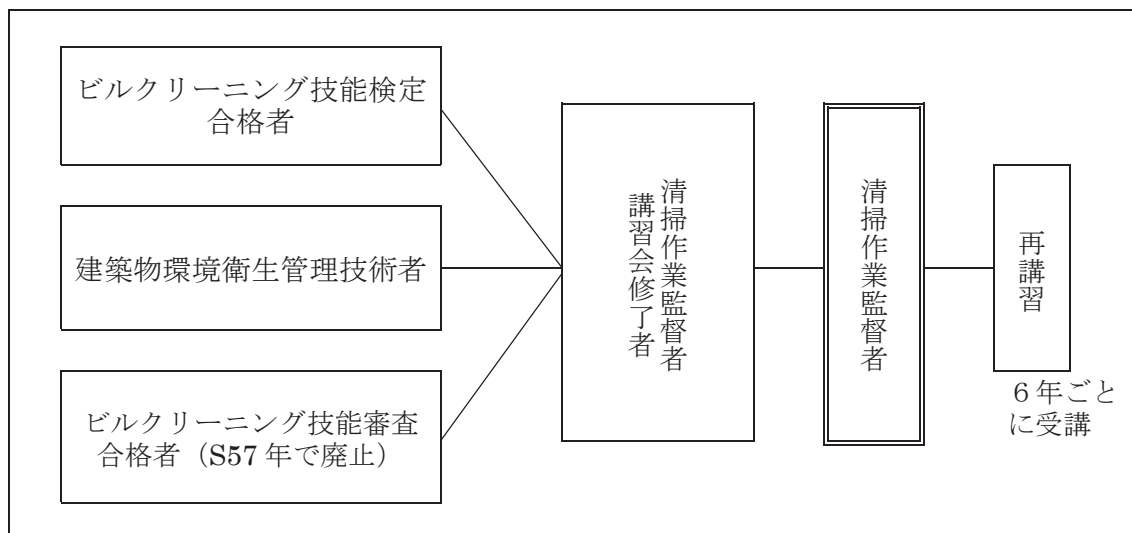
※「統括管理者」の資格を有する条件



イ 清掃作業監督者

営業所に、清掃作業監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この清掃作業監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません(35 ページ、図 2 参照)。

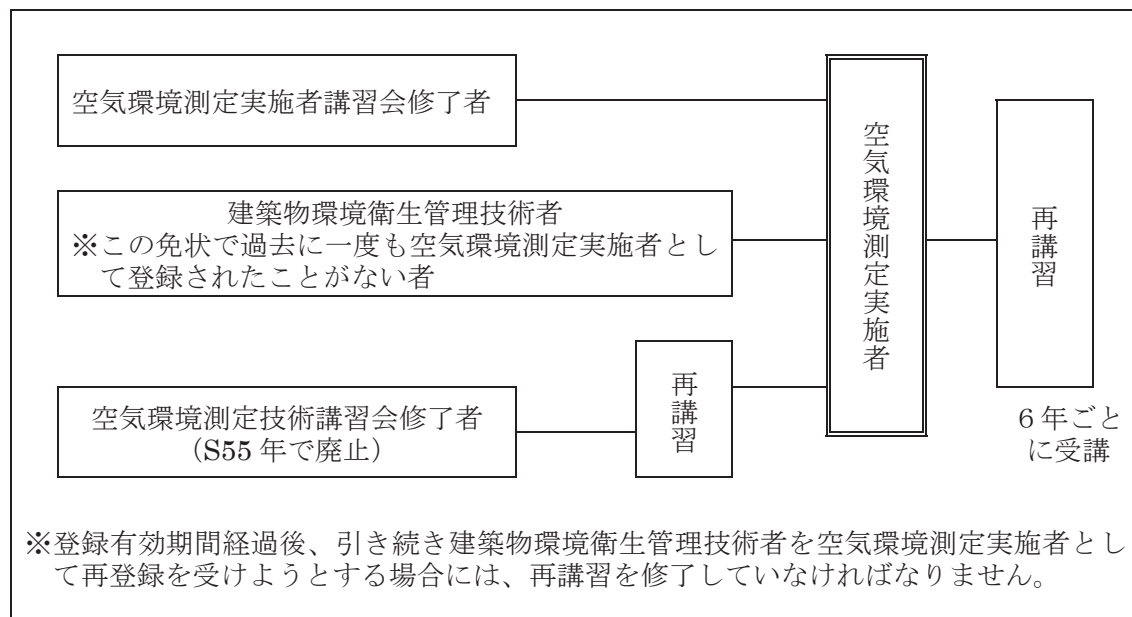
※「清掃作業監督者」の資格を有する条件



ウ 空気環境測定実施者

営業所に、空気環境測定実施者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この空気環境測定実施者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません(35 ページ、図 2 参照)。

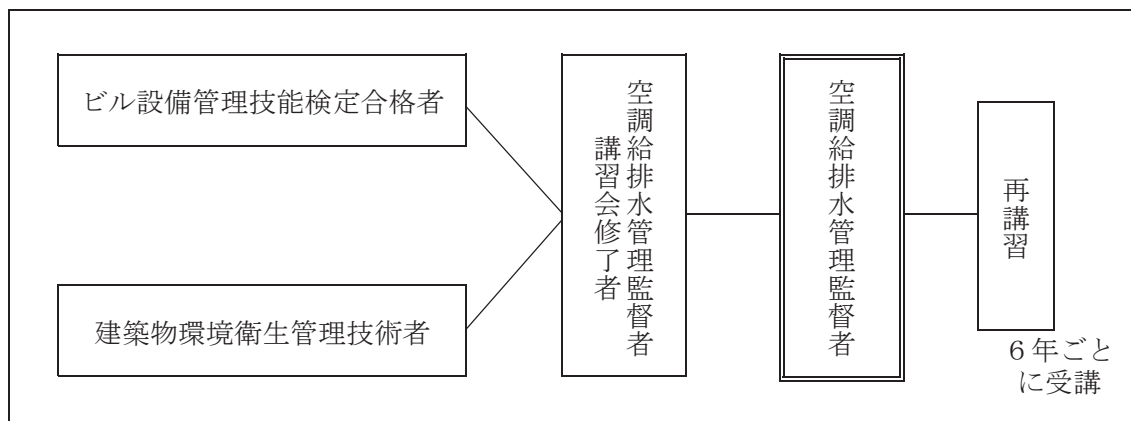
※「空気環境測定実施者」の資格を有する条件



エ 空調給排水管理監督者

営業所に、空調給排水管理監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この空調給排水管理監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません（35 ページ、図 2 参照）。

※「空調給排水管理監督者」の資格を有する条件



オ 清掃作業従事者

清掃作業に従事するすべての者（アルバイト、パート含む）は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を、年間 7 時間以上受けなければなりません。

また、研修の内容は最新の情報などを盛り込むとともに、受講者の技能の程度に応じたものにしてください。

以下にカリキュラム例を掲載するので、参考にしてください。

<カリキュラムの考え方>

1. 7 時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2 年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1 年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180 分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60 分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分

2 年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用方法(床材別)	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
機械器具・資材の使用方法(場所別)	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベータ、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60 分
最新技術の動向	最新技術の動向	60 分

カ 空調給排水管理従事者

空調給排水管理に従事するすべての者（アルバイト、パート含む）は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を、年間 7 時間以上受けなければなりません。

なお、平成 26 年 9 月現在、空調給排水管理従事者研修機関として厚生労働大臣の登録を受けた団体はありません。

(3) 作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準 (その他の要件)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が平成 14 年 3 月 26 日付厚生労働省告示第 117 号「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」（以下、「告示第 117 号」という。）の基準にすべて合致している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるために、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第 117 号の基準にすべて合致することを確認してください。

○厚生労働省告示第 117 号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（抜粋）

第八 規則第三十条第八号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、第一の一から八までに掲げる要件を満たしていること。→注 1)

二 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。

2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。

3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。

4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。

6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。

7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。

三 機械換気設備の維持管理を、二の 1、二の 4 及びこの 5 に定めるところにより行うことができること。

四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、第二の一から三までに掲げる要件を満たしていること。→注 2)

五 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、

水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、第五の四※¹と同様の措置を講ずること。

3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。

7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。

8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

六 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。

6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

七 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期に確認すること。

2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- 八 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を七日に一回以上、定期に行うとともに、給水栓における飲料水の水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。
- 九 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から八までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。
- 十 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

注1)

- 一 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- 二 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 三 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- 四 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- 五 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- 六 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- 七 一から六までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- 八 七に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

注2)

- 一 空気環境の測定は、規則第三条の二第一号^{※2}に定める方法に準じて行うこと。
- 二 空気環境の測定の結果を五年間保存すること。
- 三 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

※1

○厚生労働省告示第117号 第五の四

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上、 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
二	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

※2

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

(空気環境の測定方法)

第三条の二 令第二条第一号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器(次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行うこと。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

5 各種届出

(1) 変更届 (様式は90ページ参照)

表6の事項に変更が生じた場合には、その日から30日以内に変更届を提出してください。手数料、押印は必要ありません。

表6 変更届が必要な事項

変 更 事 項	添 付 書 類 等
申請者の名称、所在地 代表者氏名	法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (原本、発行日から3ヶ月以内のもの)
営業所の名称 営業所責任者氏名	—
営業所の所在地	営業所付近の見取図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、 空調給排水管理監督者 (再講習受講を含む)	※統括管理者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、 空調給排水管理監督者の資格を称する書類 (原本)
その他の要件	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理 の方法を記載した書面

注 意

- ・これらの変更をした場合、変更後も登録の基準を満たさなくてはなりません。
- ・変更事項の内容により営業所等の現場確認検査を行うことがあります。
- ・登録証明書の修正、再発行は行いません。

※統括管理者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者の資格を証する書類は原本確認後、返却します。

(2) 廃止届 (様式は92ページ参照)

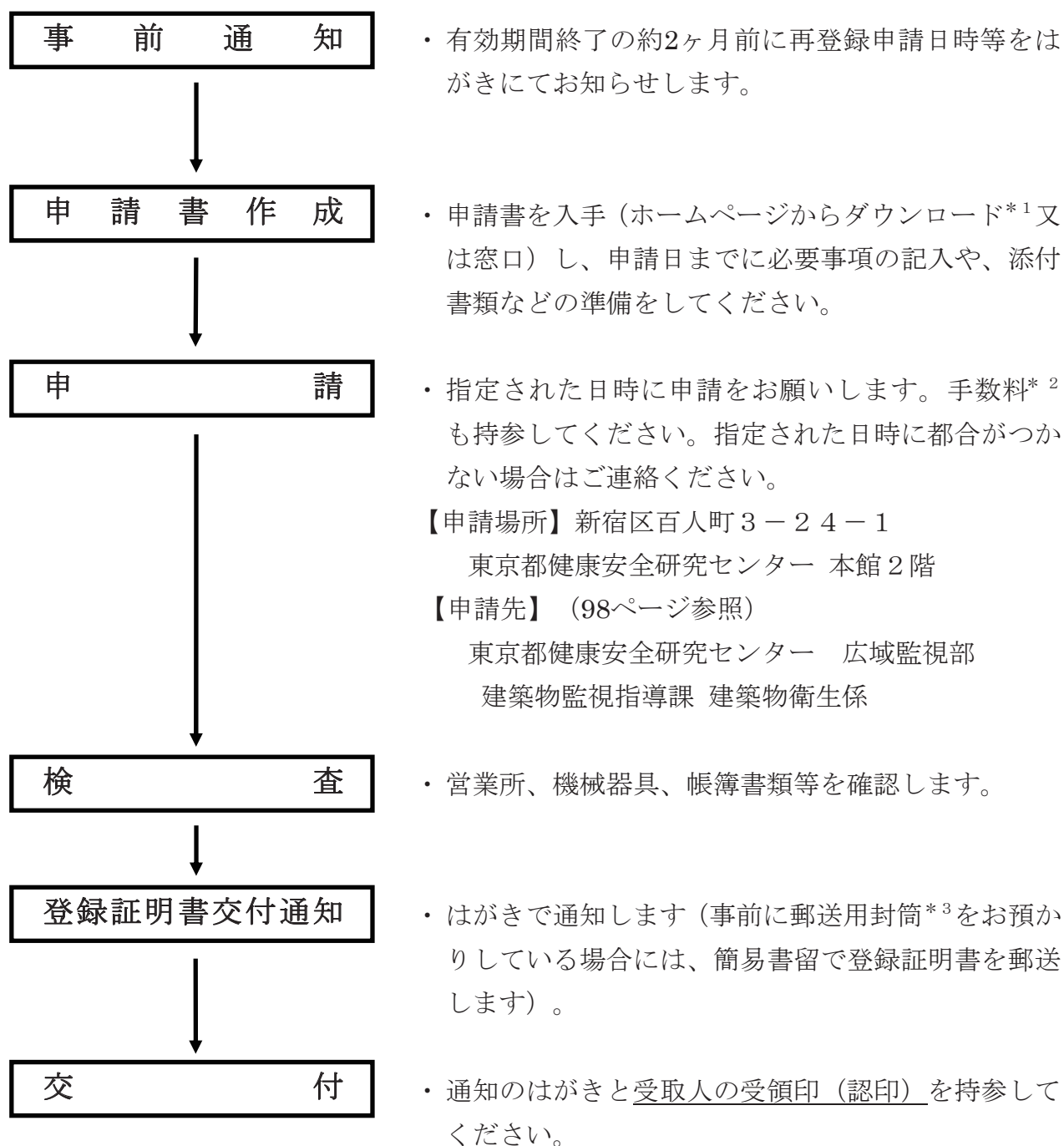
業務を廃止したときは、その日から30日以内に廃止届を提出してください。
その際に、営業所の登録証明書の原本を持参して下さい。

(3) 再登録申請 (様式は60～64ページ、69～78ページ参照)

登録の有効期間は6年です。6年を超えて引き続き登録を受けようとする場合には、新たに登録 (再登録) を受けなければなりません。

申請は、次ページの要領に従って行うようにしてください。

再登録の申請方法



*1 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課のホームページ（検索サイトで「建築物監視指導課のページ」と検索して下さい）

URL : http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/

*2 建築物空気環境測定業 : 40,000 円
建築物環境衛生総合管理業 : 65,000 円

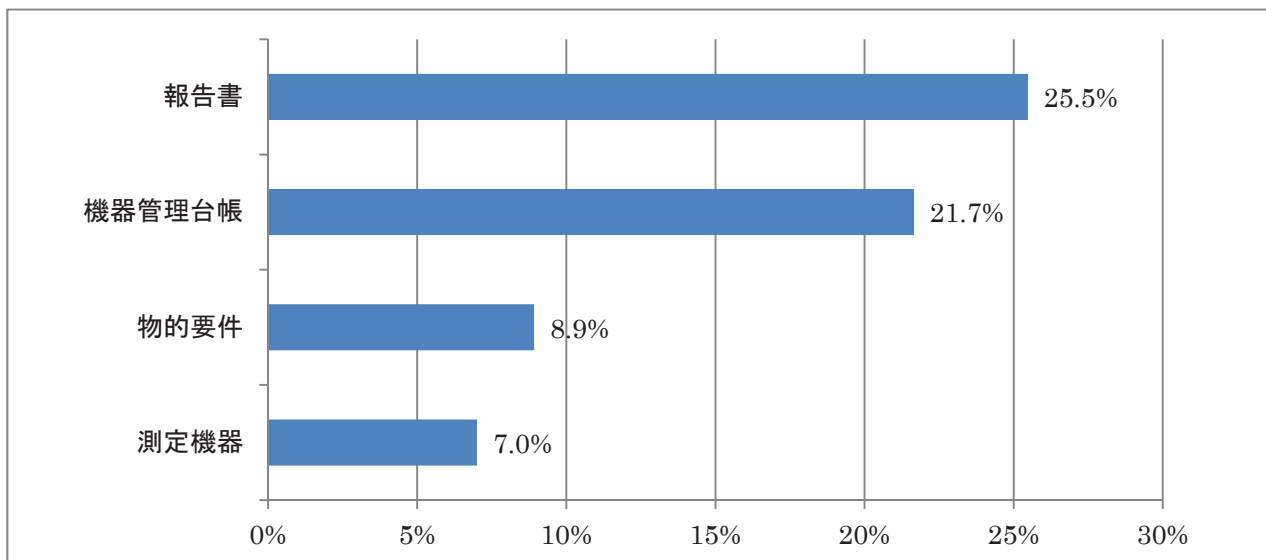
*3 郵便番号、宛先、宛名を明記した角形2号の封筒（A4判の用紙が折らずに入るもの）に450円分の切手を貼付してください。

6 立入検査結果（建築物空気環境測定業）

東京都では、建築物衛生法第 12 条の 5 に基づき登録申請が行われた際や営業所、機械器具などの変更の届出が行われた際に、監視指導を含めた立入検査を実施しています。

検査は、建築物事業登録営業所立入検査指導書（52 ページ参照）に記載されている登録要件、帳簿・書類等の整備状況、設備などの維持管理状況、その他の各検査項目について行っています。

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに実施した立入検査件数は 157 件でした。立入検査における各項目の指摘率は下図の通りです。



「報告書」の指摘率が最も多く、25.5%でした。主に記載内容が不適切であったことについての指摘でした。特に、概評に空気環境不適時の原因と対策の記載がなかった事例が多くありました。測定結果には、測定方法、測定回数、ポイント数、実施者、概評、測定機器、グラフ等を適切に記載してください。

「機器管理台帳」の指摘率が次いで多く、21.7%でした。台帳を作成していない事例や点検内容が不適切な事例が多くありました。所有する機械器具について、一台ずつ台帳を作成し、名称・型式・購入年月日や定期的なメンテナンスの記録を記載してください。

「物的要件」の指摘率は 8.9%でした。検査当日に機械器具が確認できない事例が多く見受けられました。また、検知管方式の一酸化炭素検定器及び二酸化炭素検定器を使用している場合に、検知管の有効期限が切れている事例も多くありました。検知管は有効期限に注意し、適正に管理してください。

「測定機器」の指摘率は 7.0%でした。浮遊粉じん量測定器の校正記録票を保管していない例が多くありました。浮遊粉じん量測定器については 1 年以内ごとに 1 回の校正を実施し、記録を保管してください。

空

検査年月日	平成	年	月	日
監視員				
立会者				

建築物事業登録営業所立入検査指導書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5に基づく立入検査結果は次のとおりです。

営業所名称				
営業所所在地	区・市・郡	町	丁目	番 号
登録番号	東京都	空 第	号	
検査の区分	新規・再登録・変更・監視・他（ ）			

1 検査結果（登録要件）

項目	No.	検 査 項 目	判定	備考
物的要件	1	空気環境測定器及び器具がある・申請内容と一致している・所有又は借用を証する書類がある・浮遊粉じん測定器が校正されている（浮遊粉じん測定器、一酸化炭素測定器、二酸化炭素測定器、温度計、乾湿度計、風速計、測定に必要な器具）		
	2	空気環境測定実施者がいる・兼任していない・再講習修了証がある。		
その他	3	申請した営業所所在地に営業所が実在している。		
	4	測定及び測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準（告示）に適合している。		

2 監視結果

	項目	No.	検 査 項 目	判定	備考
帳簿・書類等の整備状況	機器管理台帳	1	機器管理台帳を作成し、保存している。		
		2	内容が適切に記載されている。（点検、その他）		
	報告書	3	報告書を作成し、控を保存してある。		
		4	内容が適切に記載されている。（測定方法、測定回数、ポイント数、実施者、概評、測定機器、グラフ化、その他）		
設備などの維持管理状況	測定機器	5	測定器の点検・整備をしている。		
		6	浮遊粉じん測定器の校正を行っている。		
		7	測定機器の保管を適切に行っている。		
		8	測定機器は使用前の調整を行っている。		
その他	登録の表示	9	登録の表示が適切である。		
	作業手順	10	作業手順が適切である。（工程、委託方法、連絡体制）		

3 指導事項

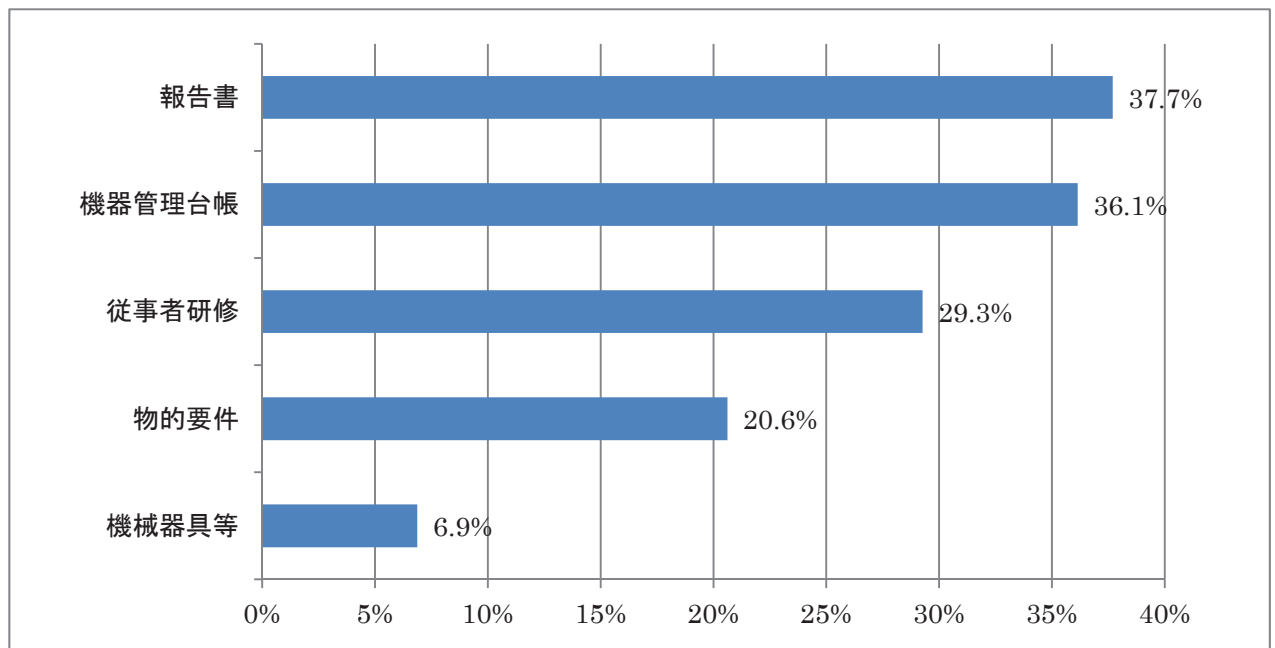
判定欄の見方	☐ ……完備・良好 ☒ 注 ……要注意	☒ ……不備・不良 ☒ ……該当せず	☒ ……一部不備・不十分
--------	---	---	--

7 立入検査結果（建築物環境衛生総合管理業）

東京都では、建築物衛生法第 12 条の 5 に基づき登録申請が行われた際や営業所、機械器具などの変更の届出が行われた際に、監視指導を含めた立入検査を実施しています。

検査は、建築物事業登録営業所立入検査指導書（55 ページ参照）に記載されている登録要件、帳簿・書類等の整備状況、設備などの維持管理状況、その他の各検査項目について行っています。

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに実施した立入検査件数は 463 件でした。立入検査における各項目の指摘率は下図の通りです。



「報告書」の指摘率は 37.7%でした。主な指摘事項は、空調・給水・排水設備の管理記録の作成・保存に関するものでした。各設備について、厚生労働省告示第 117 号（P.45～48）の基準を満たすよう維持管理を行い、その記録を適正に作成・保管してください。

「機器管理台帳」の不適率は 36.1%でした。台帳を作成していない事例や点検内容が不適切な事例が多くありました。所有する機械器具について、一台ずつ台帳を作成し、名称・型式・購入年月日や定期的なメンテナンスの記録を記載してください。

「従事者研修」の指摘率は 29.3%でした。主に研修時間や受講者など実施方法に関する指摘でした。研修はパートやアルバイトも含め作業に従事する者全員が年間 7 時間以上受講する必要があります。また、研修を欠席した者には補講を受講させるなどの対応をしてください。

「物的要件」の指摘率は 20.6%でした。検査当日に機械器具が確認できない事例が多く見受けられました。他には、検知管（検知管方式の一酸化炭素検定器及び二酸化炭素検定器を使用している場合）や残留塩素測定試薬の有効期限が切れている事例も多くありました。検知管や残留塩素測定試薬は有効期限に注意し、適正に管理してください。

「機械器具等」の不適率は 6.9%でした。浮遊粉じん量測定器の較正記録票を保管していない例が多くありました。浮遊粉じん量測定器については 1 年以内ごとに 1 回の較正を実施し、記録を保管してください。

検査年月日	平成	年	月	日
監視員				
立会者				

建築物事業登録営業所立入検査指導書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5に基づき立入検査結果は次のとおりです。

営業所名称	
営業所所在地	区・市・郡 町 丁目 番 号
登録番号	東京都 総 第 号
検査の区分	新規・再登録・変更・監視・他（ ）

1 検査結果（登録要件）

項目	No.	検 査 項 目	判定	備考
物的要件	1	清掃機械器具がある・申請内容と一致している・他の営業所と兼用していない。（真空掃除機、床みがき機）		
	2	空気環境測定器及び器具がある・申請内容と一致している・所有又は借用を証する書類がある・浮遊粉じん測定器が校正されている。（浮遊粉じん測定器、一酸化炭素測定器、二酸化炭素測定器、温度計、乾湿度計、風速計、測定に必要な器具）		
	3	残留塩素測定器がある・申請内容と一致している・所有又は借用を証する書類がある。		
人的要件	4	統括管理者・清掃作業監督者・空気環境測定実施者・空調給排水管理監督者がいる・兼任していない・再講習修了証がある。		
	5	従事者研修を実施している。（清掃・空調給排水管理・簡易水質検査）		
その他	6	申請した営業所所在地に営業所が実在している。		
	7	業務及び業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準（告示）に適合している。		

2 監視結果

	項目	No.	検 査 項 目	判定	備考
帳簿・書類等の整備状況	機器管理台帳	1	機器管理台帳を作成し、保存してある。（清掃機器、空気環境測定器、簡易水質検査機器）		
		2	内容が適切に記載されている。（点検、その他）		
	報告書	3	清掃作業報告書は作成し、控を保存してある。（作業計画書、実施報告書、日誌、その他）		
		4	空気環境測定結果の報告書を作成し、控を保存してある。		
		5	内容が適切に記載されている。（測定方法、測定回数、ポイント数、実施者、概評、測定機器、グラフ化、その他）		
		6	簡易水質検査結果書を作成し、保存してある。（残留塩素、色、濁り、臭い、味、実施者、その他）		
		7	空調・給水・排水設備の管理記録を作成し、控を保存してある。		
		8	従事者研修を実施している。（清掃、空調給排水管理、簡易水質検査）		
		9	従事者研修実施記録表を作成し、保存してある。（清掃、空調給排水管理、簡易水質検査）		
		10	実施方法が適切である。（時間、受講者、内容、指導者、その他）		
	機械器具等	11	機械器具等の点検・整備をしている。		
		12	浮遊粉じん測定器の校正を行っている。		
		13	機械器具が衛生的であり、整理整頓されている。		
		14	機械器具の保管を適切に行っている。		
	安全対策	15	測定機器は使用前の調整を行っている。		
	登録の表示	16	作業の安全と衛生対策が十分である。		
		17	登録の表示が適切である。		
	作業手順	18	作業手順が適切である。（工程、委託方法、連絡体制）		
	その他				

3 指導事項

判定欄の見方

☐ ...完備・良好

☒ ...不備・不良

☐ ...該当せず

☒ ...該当せず

注 ...要注意

☐ ...一部不備・不十分

第 4 章

様式例

- 1 建築物空気環境測定業登録申請書
- 2 その他の要件の作成例（建築物空気環境測定業）
- 3 建築物環境衛生総合管理業登録申請書
- 4 その他の要件の作成例（建築物環境衛生総合管理業）
- 5 変更届
- 6 廃止届
- 7 機器管理台帳
- 8 清掃作業従事者研修実施記録表
- 9 空調給排水管理及び水質検査従事者研修実施記録表

1 新規・再登録に関する書類

新規登録又は再登録を申請する場合は、60～64 ページ（建築物空気環境測定業）又は 69～78 ページ（建築物環境衛生総合管理業）の申請書を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

また、「作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」については、65～68 ページ（建築物空気環境測定業）又は 79～89 ページ（建築物環境衛生総合管理業）の作成例を参照して作成してください。

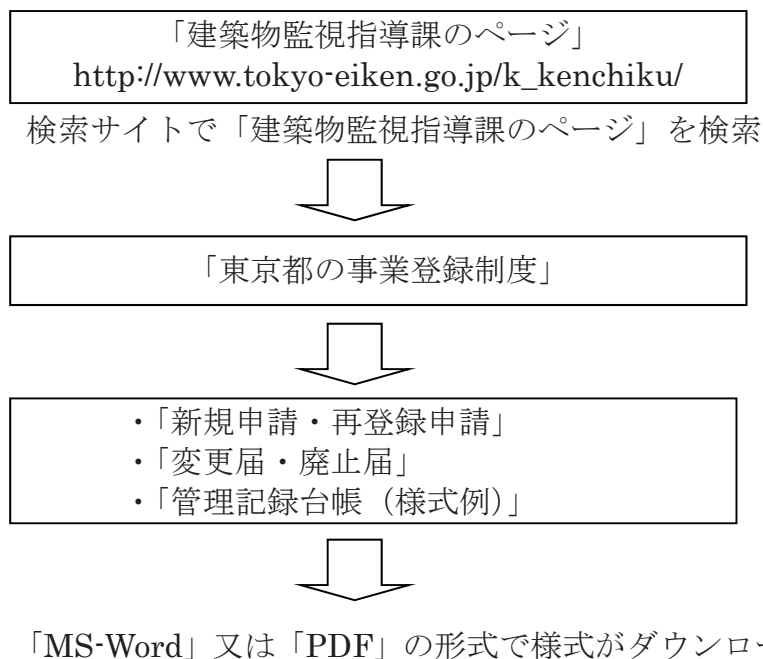
2 変更届・廃止届

申請内容に変更が生じた場合は 90 ページの変更届を作成し、必要な書類を添付して提出してください。事業登録を廃止する場合は、92 ページの廃止届を作成し、登録証明書の原本を添付して提出してください。

3 備えておく帳簿書類

営業所に備えておく帳簿書類の様式例を 94 ページ以降に掲載していますので、参考にして下さい。

※ 様式類はホームページからダウンロードできます。



				保存期間	常1年	分類記号	G010100		引継ぎ
健 研 建 登 第 号					処 理 経 過	施 行	平成 年 月 日		
浄 書	浄書照合	公印照合・押印	回付・施行上の注意	決 定		平成 年 月 日			
				起 案		平成 年 月 日			
					収 受	平成 年 月 日			
あて先					発信者名	知 事		発送	
課	決 定 権 者 (課 長)	審 査 (文書取扱主任)	審 議 (係 長)	起案	健康安全研究センター		起 案 者		
					広 域 監 視 部				
					建 築 物 監 視 指 導 課				
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。									

平成 年 月 日

東京都知事殿

郵便番号

住 所

申 請 者

氏 名

電 話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建築物空気環境測定業登録申請書

下記のとおり建築物空気環境測定業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により申請します。

記

1 営業所の名称

電 話 ()

2 営業所の所在地 郵便番号

3 営業所の責任者氏名

4 添付書類

(1) 空気環境測定実施者の資格を証する書類

(2) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他設備の維持管理の方法を記載した書面

(3) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別		処 理 経 過			
		新・再 の区分	新 ・ 再	謄 本 照 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登録簿	
				収受簿		通 知 送 付	

空気環境測定実施者

(太枠内のみ記入してください)

氏名				生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日			
最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 空気環境測定技術講習会修了者		番 号				照 合	
			取得年月日	. .				
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限	. .	
	取得年月日	. .		. .				

氏名				生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日			
最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 空気環境測定技術講習会修了者		番 号				照 合	
			取得年月日	. .				
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限	. .	
	取得年月日	. .		. .				

氏名				生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日			
最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 空気環境測定技術講習会修了者		番 号				照 合	
			取得年月日	. .				
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限	. .	
	取得年月日	. .		. .				

氏名				生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日			
最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 空気環境測定技術講習会修了者		番 号				照 合	
			取得年月日	. .				
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限	. .	
	取得年月日	. .		. .				

(2号 2/4)

機械器具等設備の概要

機械器具名		名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
一酸化炭素測定器				
二酸化炭素測定器				
温湿度計				
風速計				
その他	測定用台車			
浮遊粉じん計		機 物 番 号 第 号 較正年月日 (. .)		
浮遊粉じん計		機 物 番 号 第 号 較正年月日 (. .)		
浮遊粉じん計		機 物 番 号 第 号 較正年月日 (. .)		

営 業 所		営 業 所	
名 称		所 在 地	

(2号 3/4)

登録を受けている他事業の登録番号

東京都第 号	東京都第 号	東京都第 号
東京都第 号	東京都第 号	東京都第 号

営業所付近の見取図

ビル名称		階 数	
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分

營 業 所 名 稱		營 業 所 所 在 地	
--------------	--	----------------	--

添付書類(2)

空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法

※その他の要件（作業実施方法等）の作成例を参照して作成してください。

年 月 日現在

作 業 班 編 成		
作業班名	監督者等	使用する機械器具
作 業 手 順		
業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法		
苦情及び緊急の連絡に対する体制		

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】



（空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	測定実施者	使用する機械器具

（ポイント）

登録されている測定実施者を含めてください。1 班体制でも構いません。

（例 1）

作業班名	測定実施者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	浮遊粉じん量測定器 温湿度計 風速計 等
2 班	建物 花子	一酸化炭素検定器 二酸化炭素検定器 等

（例 2）

作業班名	測定実施者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	浮遊粉じん量測定器 温湿度計 等
鈴木班	鈴木 美留子	浮遊粉じん量測定器 温湿度計 等
高橋班	高橋 尾瑠人	浮遊粉じん量測定器 温湿度計 等

II 作業手順

1 空気環境の測定方法

◎（告示第 117 号 第二の一）

空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号）第三条の二第一号※に定める方法に準じて行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該

各号の右欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

ポイント

上のように建築物衛生法施行規則第三条の二第一号と表も記述してください。

2 測定器の点検・較正等の方法、これらの記録の保存方法

◎（告示第 117 号 第二の三）

空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

具体的な点検方法

ポイント

粉じん計の較正を含めた、機械器具の点検頻度も記述してください。

3 測定結果報告作成の手順、測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

◎（告示第 117 号 第二の二）

空気環境の測定の結果を5年間保存する。

具体的な作成手順

保存責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

測定後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

空気環境測定結果の保存責任者は測定実施者でなくても構いません。

(例)測定終了後、整理された測定データから、管理基準値との比較した評価や発見した問題点を指摘し、これを概評や特記事項とした「空気環境測定結果報告書」を作成し、発注者に提出する。報告書には、環境衛生管理基準、測定値、測定機器名、測定者等を明記する。この際、控えを作成し、5年間保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第二の四）

空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第二の一及び三に掲げる要件を満たしていることを常時把握し、委託する場合であっても、測定結果の保存は自ら実施する。

（業務を委託しない場合）

(例)自社にて実施するので委託はなし。

（業務を委託する場合）

(例)基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあっては名称）：〇〇株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲：空気環境測定作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認を行う。

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第 117 号第二の一から三に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してくだ

さい。

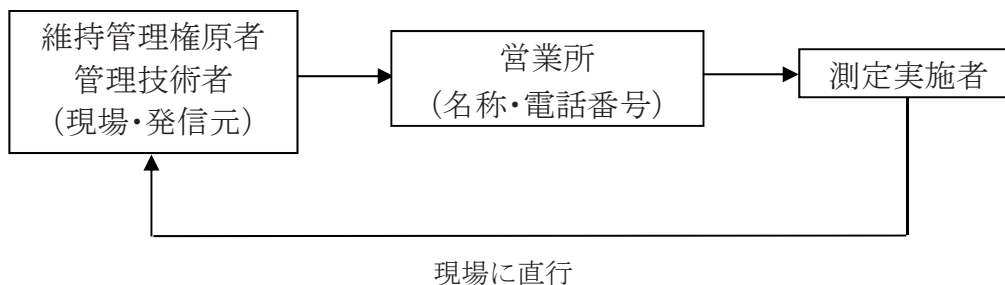
IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第 117 号 第二の五）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

具体的な連絡体制等

（例）



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。
最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

				保存期間	常 1 年	分類記号	G 0 1 0 1 0 0		引継ぎ		
健 研 建 登 第 号					処 理 経 過	施 行	平成	年		月	日
浄 書	浄書照合	公印照合・押印	回付・施行上の注意	決 定		平成	年	月		日	
				起 案		平成	年	月		日	
					収 受	平成	年	月	日		
あて先					発信者名	知 事			発送		
課	決 定 権 者 (課 長)	審 査 (文書取扱主任)	審 議 (係 長)	起案	健康安全研究センター			起 案 者			
					広 域 監 視 部						
					建 築 物 監 視 指 導 課						
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。											

平成 年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号

住 所

申 請 者

氏 名

電 話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建築物環境衛生総合管理業登録申請書

下記のとおり建築物環境衛生総合管理業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

記

1 営業所の名称

電 話 ()

2 営業所の所在地 郵便番号

3 営業所の責任者氏名

4 添付書類

(1) 統括管理者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者の資格を証する書類

(2) 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

(3) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別		処 理 経 過			
		新・再 の区分	新 ・ 再	謄 本 照 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登録簿	
				収受簿		通 知 送 付	

統括管理者

(太枠内のみ記入してください)

氏名					生年月日	昭和 平成 年 月 日			
建築物環境衛生管理技術者				番 号				照合	
				取得年月日					
講習 直近 記録	監督者講習 修了証番号	統 第 号		統再第 号		有効期限	. .		
	取得年月日	. .		. .					

氏名					生年月日	昭和 平成 年 月 日			
建築物環境衛生管理技術者				番 号				照合	
				取得年月日					
講習 直近 記録	監督者講習 修了証番号	統 第 号		統再第 号		有効期限	. .		
	取得年月日	. .		. .					

氏名					生年月日	昭和 平成 年 月 日			
建築物環境衛生管理技術者				番 号				照合	
				取得年月日					
講習 直近 記録	監督者講習 修了証番号	統 第 号		統再第 号		有効期限	. .		
	取得年月日	. .		. .					

氏名					生年月日	昭和 平成 年 月 日			
建築物環境衛生管理技術者				番 号				照合	
				取得年月日					
講習 直近 記録	監督者講習 修了証番号	統 第 号		統再第 号		有効期限	. .		
	取得年月日	. .		. .					

(8号 2/9)

清掃作業監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
資格 (該当に 別○)	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者		番 号				照 合		
			取得年月日	. .					
講習 直近の 記録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照合	清再第 号	照合	有効期限	. .		
	取得年月日	. .		. .					

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
資格 (該当に 別○)	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者		番 号				照 合		
			取得年月日	. .					
講習 直近の 記録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照合	清再第 号	照合	有効期限	. .		
	取得年月日	. .		. .					

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
資格 (該当に 別○)	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者		番 号				照 合		
			取得年月日	. .					
講習 直近の 記録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照合	清再第 号	照合	有効期限	. .		
	取得年月日	. .		. .					

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
資格 (該当に 別○)	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者		番 号				照 合		
			取得年月日	. .					
講習 直近の 記録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照合	清再第 号	照合	有効期限	. .		
	取得年月日	. .		. .					

(8号 3/9)

空気環境測定実施者

(太枠内のみ記入してください)

氏名				生年月日	昭和 平成 年 月 日		
最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者		番 号				照 合
	空気環境測定技術講習会修了者		取得年月日	. .			
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照 合	空再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		. .			

氏名				生年月日	昭和 平成 年 月 日		
最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者		番 号				照 合
	空気環境測定技術講習会修了者		取得年月日	. .			
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照 合	空再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		. .			

氏名				生年月日	昭和 平成 年 月 日		
最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者		番 号				照 合
	空気環境測定技術講習会修了者		取得年月日	. .			
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照 合	空再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		. .			

氏名				生年月日	昭和 平成 年 月 日		
最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者		番 号				照 合
	空気環境測定技術講習会修了者		取得年月日	. .			
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照 合	空再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		. .			

(8号 4/9)

空調給排水管理監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名				生年月日	昭和 平成			年	月	日
資格 (該当に 種別○)	ビル設備管理技能検定合格者			番 号				照 合		
	建築物環境衛生管理技術者				取得年月日					
講習 記録	修了証番号	給 第	号		給再第	号		有効期限		. .
	取得年月日	. .			. .					

氏名				生年月日	昭和 平成			年	月	日
資格 (該当に 種別○)	ビル設備管理技能検定合格者			番 号				照 合		
	建築物環境衛生管理技術者				取得年月日					
講習 記録	修了証番号	給 第	号		給再第	号		有効期限		. .
	取得年月日	. .			. .					

氏名				生年月日	昭和 平成			年	月	日
資格 (該当に 種別○)	ビル設備管理技能検定合格者			番 号				照 合		
	建築物環境衛生管理技術者				取得年月日					
講習 記録	修了証番号	給 第	号		給再第	号		有効期限		. .
	取得年月日	. .			. .					

氏名				生年月日	昭和 平成			年	月	日
資格 (該当に 種別○)	ビル設備管理技能検定合格者			番 号				照 合		
	建築物環境衛生管理技術者				取得年月日					
講習 記録	修了証番号	給 第	号		給再第	号		有効期限		. .
	取得年月日	. .			. .					

(8号 5/9)

清掃作業従事者研修の実施状況

[illegible]

營 業 所		營 業 所	
名 稱		所 在 地	

(8号 6 / 9)

空調給排水管理従事者及び水質検査従事者研修の実施状況

[illegible]

営 業 所 名 称	営 業 所 所 在 地
--------------	----------------

(8号 7/9)

清掃用機械器具等設備の概要

機械器具名	名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
真空掃除機			
床みがき機			

空気環境測定用機械器具・水質検査用機械器具設備の概要

機械器具名	名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
残留塩素測定器			
一酸化炭素測定器			
二酸化炭素測定器			
温湿度計			
風速計			
その他	測定用台車		
浮遊粉じん計	機物番号 第 号 較正年月日 (・ ・)		
浮遊粉じん計	機物番号 第 号 較正年月日 (・ ・)		
浮遊粉じん計	機物番号 第 号 較正年月日 (・ ・)		

営 業 所		営 業 所	
名 称		所 在 地	

(8号 8/9)

添付書類(2)

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法

※その他の要件（作業実施方法等）の作成例を参照して作成してください。

年 月 日現在

作 業 班 編 成		
作業班名	監督者等	使用する機械器具
作 業 手 順		
業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法		
苦情及び緊急の連絡に対する体制		

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】

総

（清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者等	使用する機械器具

ポイント

登録されている監督者、測定実施者を含めてください。

（例 1）

作業班名	監督者等	使用する機械器具
清掃班	山田 毘留男	真空掃除機、床磨き機、ほうき 等
空気環境測定班	鈴木 美留子	粉じん計、温湿度計、気流計 等
空調給排水管理班	高橋 尾瑠人	残留塩素測定器 等

（例 2）

作業班名	監督者等	使用する機械器具
日常清掃班	建築 太郎	真空掃除機、ほうき、ちりとり 等
定期清掃班	建物 花子	床磨き機 等
空気環境測定班	尾留山 次郎	粉じん計 温湿度計 気流計 等
空調給排水管理班	美留川 三郎	残留塩素測定器 等

II 作業手順

<清掃関係>

◎（告示第 117 号 第八の一）

清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、告示 117 号第一の一から八までに掲げる要件を満たす。

1 清掃作業工程（日常清掃以外の箇所の定期点検に関する事項を含む）

◎（告示第 117 号 第一の一）

床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行う。

◎（告示第 117 号 第一の二）

カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行う。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。

◎（告示第 117 号 第一の三）

日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。

具体的な作業工程

（例 1）

（例 2）

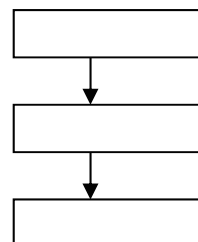
1) 日常清掃

床面：○○○

カーペット：○○○○○

.....

日常清掃



2) 定期清掃

床面：○○○

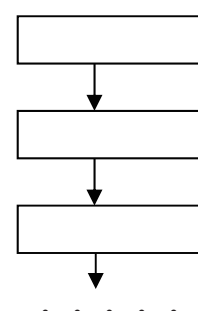
床面（剥離清掃）：○○○

カーペット：○○○

その他：○○○

.....

定期清掃



ポイント

日常清掃（床面やカーペット類の清掃について）及び定期清掃について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

2 機械器具等の点検方法

◎（告示第 117 号 第一の五）

真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

3 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法

◎（告示第 117 号 第一の四）

建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理する。

◎（告示第 117 号 第一の六）

廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。

具体的な処理方法

ポイント

廃棄物及び排水の処理方法について記述してください。

4 作業計画及び作業手順書の策定

◎（告示第 117 号 第一の七）

1 から 3 までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業を行う。

5 清掃作業等に係る点検、適切な措置

◎（告示第 117 号 第一の八）

4 に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実

施状況について、三月以内ごとに一回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

6 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 現場の担当者が作成した日誌に基づき、清掃作業監督者等が報告書を作成し、発注者に提出する。報告書には、作業箇所、作業内容、担当者等を明記する。この際、控えを作成し保存する。

<空気環境測定関係>

◎ (告示第 117 号 第八の四)

空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、告示 117 号第二の一から三までに掲げる要件を満たす。

1 空気環境の測定方法

◎ (告示第 117 号 第二の一)

空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号）第三条の二第一号に定める方法に準じて行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該各号の右欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

ポイント

前ページのように建築物衛生法施行規則第三条の二第一号と表も記述してください。

2 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

◎（告示第 117 号 第二の三）

空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

具体的な点検方法

ポイント

粉じん計の較正を含めた、機械器具の点検頻度も記述してください。

3 測定結果報告作成の手順、測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

具体的な作成手順

◎（告示第 117 号 第二の二）

空気環境の測定の結果を 5 年間保存する。

保存責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

測定結果報告作成の手順については、測定後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例)測定終了後、整理された測定データから、管理基準値との比較した評価や発見した問題点を指摘し、これを概評や特記事項とした「空気環境測定結果報告書」を作成し、発注者に提出する。報告書には、環境衛生管理基準、測定値、測定機器名、測定者等を明記する。この際、控えを作成し、5年間保存する。

空気環境測定結果の保存責任者は測定実施者でなくても構いません。

<空調給排水管理>

1 空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水の水質検査の方法

◎（告示第 117 号 第八の二）

空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
- 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。
- 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。
- 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。
- 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。

◎（告示第 117 号 第八の三）

機械換気設備の維持管理を、告示 117 号第八の二の 1、二の 4 及び二の 5 に定めるところにより行う。

具体的な作業方法

ポイント

空気調和設備の維持管理及び機械換気設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

◎（告示第 117 号 第八の五）

貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、告示 117 号

第五の四と同様の措置を講ずる。

- 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持する。
- 8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

◎（告示第 117 号 第五の四）

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表に掲げる事項について検査を行い、当該各号に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
二	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

具体的な作業方法

ポイント

貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

◎（告示第 117 号 第八の六）

雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。

- 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- 6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

具体的な作業方法

ポイント

雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

◎（告示第 117 号 第八の七）

排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
- 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

具体的な作業方法

ポイント

排水槽等の排水に関する設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

◎（告示第 117 号 第八の八）

給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を七日に一回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。

具体的な作業方法

ポイント

給水栓における飲料水の簡易水質検査について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

2. 空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水の水質検査関係報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・空調設備等点検清掃記録 ・給水設備点検記録 ・排水槽等点検記録
- ・雑用水槽点検記録及び残留塩素等測定結果 ・飲料水残留塩素等検査記録

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第八の九）

清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第八の一から八までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係ることを除く。）を満たしていることを常時把握し、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施する。

（業務を委託しない場合）

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

(例)基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

(ア)清掃関係

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあつては名称）：〇〇株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲：床清掃のみ、清掃作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

(イ)空気環境測定関係

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあつては名称）：〇〇株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲：空気環境測定作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

(ウ)空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水の水質検査関係

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあつては名称）：〇〇株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲：空気環境の調整業務全般、等
- (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。ただし、委託をする業務の範囲が、建築物の外壁や窓の清掃のみの場合は記述不要です（登録業の業務の範囲外であるため）。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

業務を委託する場合は、清掃関係、空気環境測定関係、空調給排水管理・飲料水水質検査関係の3つに分けて記述して下さい。

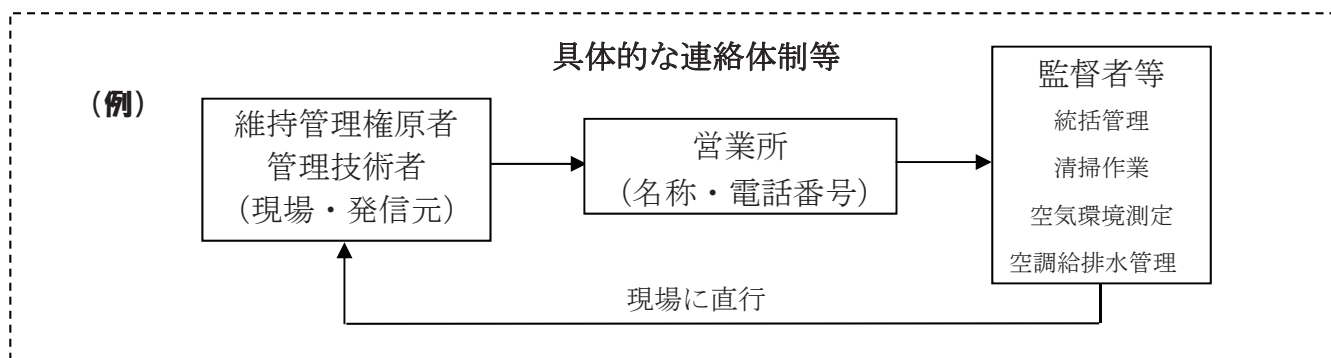
2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第117号第八の一から八に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第117号 第一の十）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。
最後に発信元に戻る体制にしてください。
個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

第9号様式

課 長	係 長	担 当

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建 築 物 事 業 登 録 変 更 届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営 業 所 名 称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登 録 区 分

清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登 録 番 号

東京都 第 号

5 変 更 事 項

旧

新

6 変 更 年 月 日

平成 年 月 日

- 添付書類
- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
 - ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
 - ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

課 長	係 長	担 当

記入例

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 〇〇 〇 第 〇〇〇 号

5 変更事項 【変更した事項について記入してください（例：申請者代表者の変更）】

旧 【変更前について記入してください】

新 【変更後について記入してください】

変更した年月日を記入してください。

6 変更年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

○ 添付書類

- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
- ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図

○ 持参書類（コピー不可、確認後に返却します。）

- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
- ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印

処 理 経 過

謄本照合

49ページに詳しく書いてあります。
必ずご覧下さい。

登 録 簿

第10号様式

課 長	係 長	担 当

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都
電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 廃止年月日 平成 年 月 日

添付書類

・登録証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

課 長	係 長	担 当

記入例

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〇〇〇-〇〇〇〇

新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 〇〇 〇 第 〇〇〇 号

5 廃止年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

廃止した年月日を記入してください。

添付書類

・登録証明書

登録証明書を添付してください。

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

機 器 管 理 台 帳

年 月 日作成

一般名称		整 理 番 号	
商 品 名		購 入 年 月 日	年 月 日
型 式		製 造 番 号	
製 造 元		購 入 価 格	
購 入 先	TEL ()		
性 能 等	<付属部品>		
保 守 ・ 点 検 等 管 理 状 況			
年 月 日	内 容		担 当 者
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回
対象者： 研修 1 年目の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 右記項目中で実施した ものには○印をつける 研修に使用した資料は 添付する	(1) 清掃用機械器具の種類と使用方法	備 考 テキスト名 ()	
	(2) 清掃用資材の種類と使用方法		
	(3) 清掃作業の安全と衛生		
	(4) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名		月 日 補講済	
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

対象者： 研修2年目以降の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 (1)から(3)までの科目は 必修とし、(4)の科目は選 択とする 右記項目中で実施した ものには○印をつける 研修に使用した資料は 添付する	(1) 清掃用機械器具の種類と使用方法	備 考 テキスト名 ()	
	(2) 清掃用資材の種類と使用方法		
	(3) 清掃作業の安全と衛生		
	(4) その他		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名		月 日 補講済	
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

空調給排水管理及び水質検査従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

研修日時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日	場所	
指導者	氏名及び資格 (団体名)		
内容 右記項目中で実施したものには○印をつける (5)については参加従事者の技能の程度に応じる 研修に使用した資料は添付する	(1) 空調給排水設備の運転方法	備考 テキスト名	
	(2) 空調給排水設備の日常的な点検及び補修方法		
	(3) 水の異常の判断方法		
	(4) 残留塩素の測定方法		
	(5) その他		
参加従事者 氏名			
欠席従事者 氏名			月 日 補講済
営業所責任者	(氏 名) 印		

窓口・問い合わせ先

建築物事業登録に関する窓口・問い合わせ

東京都健康安全研究センター 広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生係
所在地：〒169-0073

新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

電話：03-5937-1058

FAX：03-5937-1099

URL：http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/

(検索サイトで「建築物監視指導課のページ」と検索)

窓口周辺の地図



登録番号（２６）１９

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」
建築物事業登録営業所講習会資料

平成２６年１１月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター 広域監視部
建築物監視指導課 建築物衛生係
新宿区百人町三丁目２４番１号 東京都健康安全研究センター本館２階
電話番号 ０３－５９３７－１０５８（直通）

印刷 有限会社 雄久社
世田谷区世田谷一丁目２４番７号
電話番号 ０３－５４５１－７０３０

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

